



吸収分割に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条並びに会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に定める書面)

2023 年 8 月 1 日

住友商事株式会社

住友商事ケミカル株式会社



2023年8月1日

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之



東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号

住友商事ケミカル株式会社

代表取締役 社長執行役員 安東 徳幸



住友商事株式会社と住友商事ケミカル株式会社

との吸収分割に関する事項について

住友商事株式会社（以下「吸収分割会社」といいます。）と住友商事ケミカル株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、2023年7月18日付吸収分割契約の定めるところにより、2023年10月1日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、吸収分割会社が吸収分割承継会社に対して吸収分割会社の無機化学品部において取り扱う天然ソーダ灰、黄燐、レアアース、高純度石英、その他の無機材料、及び銅スラグ等無機原料の各トレード事業、並びに電子・機能材部において取り扱うLED素子、電池用原材料、及び自動車産業向け等原材料の各トレード事業に関する権利義務を承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うことを決定いたしました。本吸収分割に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に定める事項は以下のとおりです。

1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項及び第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 分割対価の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ及び第192条第1号）

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は、吸収分割会社に対し、本吸収分割により吸

吸収分割会社から承継する権利義務の対価を交付しないことといたしました。なお、吸収分割会社は吸収分割承継会社の唯一の株主であるため、当該対価の定めは相当であると判断しております。

3. 計算書類等に関する事項

- (1) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の計算書類等（同規則第 183 条第 4 号イ及び第 192 条第 4 号イ）

吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙 2、吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等は別紙 3 のとおりです。

- (2) 吸収分割会社及び吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同規則第 183 条第 4 号ロ及び第 192 条第 4 号ロ）

該当事項はございません。

- (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（同規則第 183 条第 4 号ハ、第 5 号イ及び第 192 条第 4 号ハ、第 6 号イ）

- ① 吸収分割会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

自己株式の取得及び消却に係る事項の決定

吸収分割会社は、2023 年 5 月 9 日開催の取締役会において、会社法第 165 条第 3 項の規定に読み替えて適用される同法第 156 条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第 178 条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、及び株主還元の充実を図るため、自己株式を取得するもの

2. 取得に係る事項の内容

- (1) 取得に係る株式の種類：吸収分割会社普通株式
(2) 取得する株式の総数：1,200 万株を上限とする

(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約
1.0%)

- (3) 株式の取得価額の総額 : 200 億円を上限とする
- (4) 取得期間 : 2023 年 5 月 10 日～2023 年 6 月 9 日
- (5) 取得方法 : 東京証券取引所における市場買付

3. 消却に係る事項の内容

- (1) 消却する株式の種類 : 吸収分割会社普通株式
- (2) 消却する株式の総数 : 上記 2. により取得する自己株式の全数
- (3) 消却予定日 : 2023 年 7 月 24 日

<ご参考>2023 年 3 月 31 日時点の自己株式の保有状況^(注)

発行済株式総数(自己株式を除く)	1,234,093,737 株
自己株式数	17,478,130 株

(注) 2023 年 2 月 6 日開催の取締役会決議(上限を 500 億円、期間を 2023 年 2 月 7 日～2023 年 4 月 28 日とする自己株式の取得)に基づき、2023 年 4 月 1 日～28 日の間に取得した自己株式の総数は 5,036,700 株となり、本件に関する取得は完了しました。また、2023 年 5 月 9 日開催の取締役会決議(上限を 200 億円、期間を 2023 年 5 月 10 日～2023 年 6 月 9 日とする自己株式の取得)に基づき、2023 年 5 月 10 日～2023 年 6 月 9 日の間に取得した自己株式の総数は 7,478,000 株となり、本件に関する取得は完了しました。

② 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象

該当事項はございません。

4. 債務の履行の見込みに関する事項(同規則第 183 条第 6 号及び第 192 条第 7 号)

債務の履行の見込みに関する事項は別紙 4 のとおりです。

以上

別紙1 吸収分割契約



吸収分割契約書

住友商事株式会社（以下「SC」という。）及び住友商事ケミカル株式会社（以下「SSC」といい、SC及びSSCを総称して以下「両当事者」という。）は、SCが第1条に定める事業に関して有する権利義務をSSCに承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、2023年7月18日（以下「本契約締結日」という。）付で、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （吸収分割の方法）

SCは、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、SCの資源・化学品事業部門 基礎化学品・エレクトロニクス本部が営む以下の事業（以下「本件事業」という。）に関してSCが効力発生日（第6条において定義する。以下同じ。）時点で有する別紙「承継権利義務明細表」記載の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）をSSCに承継させ、SSCはこれを承継する。

(1) 無機化学品部の以下のトレード事業

- ① 無機鉱産チームにおいて取り扱う天然ソーダ灰及び黄燐
- ② 高機能無機材料チームにおいて取り扱うレアアース、高純度石英、その他の無機材料
- ③ 無機バルクチームにおいて取り扱う銅スラグ等無機原料

(2) 電子・機能材部の以下のトレード事業

- ① 電子材第三チームにおいて取り扱うLED素子
- ② 機能化学品チームにおいて取り扱う電池用原材料
- ③ 名古屋化学品チームにおいて取り扱う自動車産業向け等原材料

第2条 （分割当事会社の商号・住所）

吸収分割会社たるSC及び吸収分割承継会社たるSSCの商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) SC（吸収分割会社）

商号：住友商事株式会社
住所：東京都千代田区大手町二丁目3番2号

(2) SSC（吸収分割承継会社）

商号：住友商事ケミカル株式会社
住所：東京都千代田区一ツ橋一丁目2番2号

第3条 （承継対象権利義務に関する事項）

1. SSCは、本件分割により、効力発生日に、SCから承継対象権利義務を承継する。
2. 本件分割によりSSCがSCから承継する義務及び債務は、SSCが免責的にこれを引き受ける。

第4条 (本件分割に際して交付する金銭等)

SSC は、承継対象権利義務の対価として、株式、金銭、その他の財産を SC に交付しない。

第5条 (本件分割に際して増加する資本金等の額)

本件分割により増加する SSC の資本金等の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0 円
- (2) 資本準備金の額 0 円
- (3) 利益準備金の額 0 円

第6条 (効力発生日)

本件分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023 年 10 月 1 日とする。但し、本件分割の手の続の進行に依じ、必要がある場合には、両当事者が協議し合意の上、これを変更することができる。

第7条 (分割承認総会)

1. SC は、会社法第 784 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。
2. SSC は、会社法第 796 条第 1 項本文の規定に基づき、株主総会の承認を得ずに本件分割を行う。

第8条 (競業避止義務)

SC は、SSC が承継する本件事業について、競業避止義務を負わないものとする。

第9条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結日以降、効力発生日の前日までの間に、(i)承継対象権利義務又は SSC の財産状態若しくは経営成績に重大な変動が発生し又は判明した場合、(ii)本件分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生又は判明した場合、(iii)SC 又は SSC において国内外の監督官庁その他の司法・行政機関から本件分割を適法に行うために必要な許認可等が取得できない場合（本件分割に関し重大な支障となる条件又は制約が付された場合を含む。）、(iv)その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、両当事者は、誠実に協議し合意の上、本契約を変更又は解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定める事項のほか、本契約の目的の達成に向けて必要な事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、両当事者が誠実に協議の上決定する。

(以下、本頁余白)

本契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、両当事者が記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 7 月 18 日

SC : 東京都千代田区大手町二丁目 3 番 2 号

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之



SSC : 東京都千代田区一ツ橋一丁目 2 番 2 号

住友商事竹橋ビル 8 階

住友商事ケミカル株式会社

代表取締役 社長執行役員 安東 徳幸



承継権利義務明細表

本件分割に際し、効力発生日に SSC が SC から承継する権利義務は、本件事業に関して SC が効力発生日時点で有する以下の権利義務とする。なお、両当事者は、協議の上、効力発生日の前日までに合意することにより、これらの権利義務を加除することができる。

1. 本件事業にかかる資産のうち以下に掲げるもの
 - (1) 電子・機能材部 電子材第三チームが営む事業及び同部名古屋化学品チームが営む貿易取引を除く事業（以下「本国内取引」という。）に関連する商品在庫
 - (2) 東光ターミナル株式会社の株式
 - (3) LED 素子在庫管理システム
2. 本件事業にかかる売買基本契約、業務委託契約、その他一切の契約（以下「承継対象契約」という。）の契約上の地位及び承継対象契約に基づき発生する一切の権利義務
3. 但し、以下の権利義務は承継対象権利義務に含めないものとする。
 - (1) 承継対象契約に基づき効力発生日までに生じた一切の権利義務（但し、下記 3. (2)但書を除く。）
 - (2) 効力発生日までに締結された承継対象契約のうち、個別の売買取引等の条件を定める個別契約・注文書（承継対象契約に該当する基本契約に基づくものかどうかを問わない。以下「非承継個別契約」という。）の契約上の地位及び非承継個別契約に基づく一切の権利義務。但し、電子・機能材部 電子材第三チームが営む事業及び同部名古屋化学品チームが営む本国内取引にかかる、効力発生日の直前時において各個別契約における売主の納品債務が未履行である販売又は仕入にかかる個別契約の契約上の地位並びにこれらの契約に基づく一切の権利義務は承継対象に含むものとする。
 - (3) 本件事業に従事する従業員と SC との間の雇用契約

以上

別紙2 吸収分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

連結計算書類及び計算書類

第 155 期

〔 2022年 4月 1日から
2023年 3月31日まで 〕

連結財政状態計算書

連結包括利益計算書

連結持分変動計算書

連結注記表

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

個別注記表

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

代表取締役 社長執行役員 CEO 兵頭 誠之

[単体]貸借対照表

科 目	第155期 (2023年3月31日現在)	第154期(ご参考) (2022年3月31日現在)	科 目	第155期 (2023年3月31日現在)	第154期(ご参考) (2022年3月31日現在)
(資産の部)	百万円	百万円	(負債の部)	百万円	百万円
流動資産	1,632,967	1,725,088	流動負債	1,358,879	1,514,328
現金及び預金	176,542	178,152	支払手形	2,828	2,355
受取手形	2,972	4,716	買掛金	689,615	729,518
売掛金	472,496	528,478	短期借入金	210,918	201,882
契約資産	145,062	98,523	コマーシャルペーパー	65,000	64,000
有価証券	400	62,366	社債(1年以内償還)	45,000	111,187
商品	105,078	94,648	未払費用	21,659	17,999
販売不動産	230,199	167,840	未払法人税等	1,271	2,789
前渡金	78,913	86,347	契約負債	45,214	93,183
前払費用	9,608	8,339	預り金	233,690	193,419
短期貸付金	218,948	207,217	前受収益	1,175	1,028
その他の流動資産	197,543	292,220	その他の流動負債	42,507	96,963
貸倒引当金	△ 3,800	△ 3,762			
固定資産	3,168,033	2,977,352	固定負債	2,022,761	1,982,447
有形固定資産	285,987	258,832	長期借入金	1,556,959	1,567,988
建物	52,271	54,974	社債	415,086	327,240
構築物	768	810	その他の固定負債	50,715	87,218
機械及び装置	826	667			
車両及び運搬具	163	88	負債合計	3,381,641	3,496,775
器具及び備品	1,991	2,505			
土地	218,388	190,580	(純資産の部)		
建設仮勘定	11,577	9,205	株主資本	1,331,284	1,108,317
無形固定資産	28,885	27,420	資本金	220,046	219,893
ソフトウェア	11,998	10,462	資本剰余金	231,180	231,027
その他の無形固定資産	16,888	16,958	資本準備金	231,180	231,027
投資その他の資産	2,853,160	2,691,099	利益剰余金	919,619	659,267
投資有価証券	222,357	252,048	利益準備金	17,696	17,696
関係会社株式	1,802,689	1,744,970	その他利益剰余金	901,923	641,570
その他の関係会社有価証券	58,290	13,304	別途積立金	65,042	65,042
出資金	20,747	19,198	繰越利益剰余金	836,880	576,528
関係会社出資金	528,487	424,811			
長期貸付金	59,119	50,301	自己株式	△ 39,562	△ 1,870
固定化営業債権	23,050	29,011			
長期前払費用	28,943	30,862	評価・換算差額等	87,532	96,649
繰延税金資産	31,765	29,514	その他有価証券評価差額金	98,878	108,779
その他の投資その他の資産	124,821	151,865	繰延ヘッジ損益	△ 11,346	△ 12,129
貸倒引当金	△ 47,112	△ 54,788	新株予約権	542	699
			純資産合計	1,419,359	1,205,666
資産合計	4,801,000	4,702,441	負債及び純資産合計	4,801,000	4,702,441

[単体]損益計算書

科 目	第155期	第154期 (ご参考)
	(2022年4月1日から2023年3月31日まで)	(2021年4月1日から2022年3月31日まで)
	百万円	百万円
収 益	590,170	518,495
原 価	△ 442,745	△ 404,236
売 上 総 利 益	147,425	114,259
販売費及び一般管理費	△ 206,935	△ 185,308
営 業 損 失 (△)	△ 59,510	△ 71,049
営業外収益	489,512	381,700
受 取 利 息	5,672	5,258
受 取 配 当 金	415,444	246,070
投 資 有 価 証 券 売 却 益	56,865	71,882
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 取 崩 益	1,249	8,171
そ の 他 の 営 業 外 収 益	10,280	50,317
営業外費用	△ 38,283	△ 35,185
支 払 利 息	△ 15,861	△ 5,008
投 資 有 価 証 券 売 却 損	△ 1,292	△ 994
投 資 有 価 証 券 評 価 損	△ 6,203	△ 18,578
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 繰 入 額	—	—
そ の 他 の 営 業 外 費 用	△ 14,925	△ 10,603
経 常 利 益	391,718	275,466
特 別 利 益	17,582	5,284
固 定 資 産 売 却 益	17,582	5,284
特 別 損 失	△ 145	△ 447
固 定 資 産 処 分 損	△ 145	△ 447
税 引 前 当 期 純 利 益	409,156	280,302
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,674	2,700
法 人 税 等 調 整 額	2,730	4,900
当 期 純 利 益	413,561	287,902

[単体] 株主資本等変動計算書

第155期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

百万円

	株主資本						評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
			利益準備金	その他利益剰余金									利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高	219,893	231,027	17,898	65,042	578,528	659,287	△ 1,870	1,108,317	108,779	△ 12,128	98,648	698	1,205,686
当期変動額													
新株の発行	153	153						306					306
剰余金の配当					△ 153,139	△ 153,139		△ 153,139					△ 153,139
当期純利益					413,561	413,561		413,561					413,561
自己株式の取得							△ 37,948	△ 37,948					△ 37,948
自己株式の処分					△ 89	△ 89	257	187					187
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								-	△ 8,900	783	△ 9,117	△ 158	△ 8,273
当期変動額合計	153	153	-	-	280,352	280,352	△ 37,691	222,668	△ 8,900	783	△ 9,117	△ 158	213,683
当期末残高	220,046	231,180	17,898	65,042	838,880	918,619	△ 38,582	1,331,284	98,878	△ 11,346	87,532	542	1,419,358

第154期(ご参考)(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

百万円

	株主資本						評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計	
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計			
			利益準備金	その他利益剰余金									利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金								
当期首残高	219,781	230,914	17,888	65,042	388,827	471,369	△ 2,062	918,988	117,778	14,748	132,524	827	1,053,351
当期変動額													
新株の発行	112	112						225					225
剰余金の配当					△ 98,985	△ 98,985		△ 98,985					△ 98,985
当期純利益					287,902	287,902		287,902					287,902
自己株式の取得							△ 4	△ 4					△ 4
自己株式の処分					△ 16	△ 16	186	180					180
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								-	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	△ 36,002
当期変動額合計	112	112	-	-	187,900	187,900	192	188,318	△ 8,997	△ 26,877	△ 35,874	△ 128	152,315
当期末残高	219,893	231,027	17,898	65,042	578,528	659,287	△ 1,870	1,108,317	108,779	△ 12,128	98,648	698	1,205,686

個別注記表（第155期）

重要な会計方針に係る事項

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券	時価法(売却原価は移動平均法により算定)
満期保有目的債券	償却原価法
その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの	時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
市場価格のない株式等	移動平均法による原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法による原価法
 - (2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法
 - (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産	移動平均法又は個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
トレーディング目的で保有する棚卸資産	時価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産	旧定額法
2007年4月1日以降に取得した有形固定資産	定額法
 - (2) 無形固定資産

定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した社内の債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しています。
 - (2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上することとしていますが、当期末においては年金資産の見込額を上回る退職給付債務は発生していないと認められるため、退職給付引当金は計上していません。

退職給付見込額の期間帰属方法は、給付算定式基準を採用しています。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により費用計上しています。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により翌期から費用計上しています。
4. 収益及び費用の計上基準

収益の主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりです。

当社の主な履行義務には、卸売、加工等を通じた幅広い産業分野における商品の販売及び不動産の開発販売などが含まれます。当社は、これらの収益を個々の契約内容に応じ、引渡、出荷又は検収時点など、約束した商品を顧客に移転することによって履行義務を充足した時に認識しています。

当社は原則として、販売した商品に欠陥等がない限り返品を受け付けないこととしています。

当社の主な履行義務が、技術提供、資材調達及び建設工事を請負う電力発電所の建設事業などの長期請負工事契約等である場合は、一定の条件を満たす場合、収益と原価を一定期間にわたり履行義務が充足されることによって認識しています。履行義務が充足される進捗度は、工事契約等に必要の見積総原価に対する、現在までにかかった工事原価の割合に基づいて算定しています。

収益の本人代理人の判定に関する基準は以下のとおりです。

当社は、通常の商取引において、仲介業者又は代理人としての機能を果たす場合があります。

収益の本人代理人の判定に際しては、その取引における履行義務の性質が、特定された財又はサービスを顧客に移転される前に支配し、自ら提供する履行義務(すなわち、「本人」)に該当するか、それらの財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務(すなわち、「代理人」)に該当するかを基準としています。

当社が「本人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて収益を総額で認識しています。当社が「代理人」に該当する取引である場合には、履行義務を充足する時点で、又は充足するにつれて、特定された財又はサービスが当該他の当事者によって提供されるように手配することと交換に権利を得ると見込んでいる報酬又は手数料の金額にて収益を純額で認識しています。
5. 繰延資産の処理方法

支出時に全額費用処理しています。

6. ヘッジ会計の処理方法

原則として繰延ヘッジ処理を採用しています。

また、金利スワップのうち、その想定元本、利息の受払条件（利子率、利息の受払日等）及び契約期間がヘッジ対象とほぼ同一である場合には、特例処理を採用しています。

7. 消費税等の会計処理

税抜方式

会計方針の変更に関する注記

（時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用）

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過措置に従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用しています。

当該会計方針の変更による当期の計算書類への影響は軽微です。

会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当期に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌期に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

関係会社株式	1,802,689 百万円
関係会社出資金	528,487 百万円

市場価格のない株式等については、取得原価をもって貸借対照表価額としていますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しています。実質価額については将来事業計画をもとに見積もる場合があります。当該見積りは、技術革新等を含む環境の変化や、パートナーの業績不振等によって影響を受ける可能性があり、計画した将来キャッシュ・フローの時期及び金額が見積りと異なった場合、翌期の計算書類において減損損失が生じる可能性があります。

貸借対照表に関する事項

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

種類	期末残高
建物	2,563 百万円
土地	354 百万円
無形固定資産	767 百万円
投資有価証券	14,926 百万円
関係会社株式	151,693 百万円
長期貸付金	400 百万円
その他（注2）	24,066 百万円
合計	194,769 百万円

（注1）担保に供している資産には、関係会社の借入金等に対して担保提供を行った当社資産も含まれています。

（注2）主にデリバティブ取引に係る差入保証金及び賃貸物件に係る敷金です。

(2) 担保に係る債務

契約負債等	7,131 百万円
合計	7,131 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

77,317 百万円

3. 保証債務

	期末残高
関係会社の債務に対する保証	510,293 百万円
その他の債務に対する保証	67,663 百万円
小計	577,956 百万円
関係会社の資金調達に係る経営指導念書	226,240 百万円
合計	804,196 百万円

4. 受取手形割引残高 9,431 百万円

5. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	534,699 百万円	長期金銭債権	71,364 百万円
短期金銭債務	252,624 百万円	長期金銭債務	8,301 百万円

損益計算書に関する事項

1. 関係会社との営業取引高

販売(注1)	833,849 百万円
仕入	484,339 百万円

(注1)損益計算書の「収益」は、一部の取引高を純額表示しています。

2. 関係会社との営業取引以外の取引高 468,069 百万円

株主資本等変動計算書に関する事項

自己株式数(普通株式)

当期首残高	1,399,754 株
会社法第155条第3号に基づく自己株式の取得	16,231,500 株
ストック・オプション権利行使による減少	△155,900 株
単元未満株式の買取等による増加	2,776 株
当期末残高	17,478,130 株

税効果会計に関する事項

1. 繰延税金資産の発生の主な原因

投資有価証券の評価損、貸倒引当金及び繰延ヘッジ損益等

2. 繰延税金負債の発生の主な原因

その他有価証券評価差額金及び繰延ヘッジ損益等

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当期より、グループ通算制度を適用しています。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っています。

関連当事者との取引に関する事項

属性	会社等の名称	議決権の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	住友商事グローバルメタルズ 株式会社	直接100%	資金の貸付	資金の貸付 ^(注1)	19,853	短期貸付金 長期貸付金	67,365 2,894
				資金の回収	26,765		
				利息の受取 ^(注1)	424		
子会社	欧州住友商事会社	間接100%	債務保証	債務保証 ^(注2) 保証料の受取 ^(注2)	51,555 135	— —	— —

取引条件及びその決定方針等

(注1) 金利条件については市場金利を勘案して決定しています。

(注2) 保証料率は被保証先の信用力等を勘案して決定しています。

1株当たり情報に関する事項

1. 1株当たり純資産額	1,149円68銭
2. 1株当たり当期純利益	331円27銭

重要な後発事象に関する事項

(自己株式の取得及び消却に係る事項の決定)

当社は、2023年5月9日開催の取締役会において、会社法第165条第9項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得すること、及び会社法第178条の規定に基づき自己株式の消却を行うことについて決議しました。

1. 自己株式の取得を行う理由

資本効率の向上、及び株主還元の実現を図るため、自己株式を取得するもの

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 1,200万株を上限とする
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合約1.0%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 200億円を上限とする |
| (4) 取得期間 | 2023年5月10日～2023年6月9日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付 |

3. 消却に係る事項の内容

- | | |
|---------------|-------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 上記2により取得する自己株式の全数 |
| (3) 消却予定日 | 2023年7月24日 |

<ご参考> 2023年3月31日時点の自己株式の保有状況(※)

発行済株式総数(自己株式を除く) 1,234,093,737株

自己株式数 17,478,130株

(※) 2023年2月6日開催の取締役会決議(上限を500億円、期間を2023年2月7日～2023年4月28日とする自己株式の取得)に基づき、2023年4月1日～28日の間に取得した自己株式の総数は5,036,700株となり、本件に関する取得は完了しました。

(備考) 単体決算において、百万円単位の記載金額は、単位未満を切り捨てています。

事業報告

第155期

2022年4月1日から
2023年3月31日まで

東京都千代田区大手町二丁目3番2号

住友商事株式会社

代表取締役
社長執行役員 CEO 兵頭 誠 之



事業報告（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

I. 住友商事グループの現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

（1）企業環境

当期の世界経済は、コロナ禍以降の財政や金融などの政策支援を背景に緩やかな持ち直しの動きが続いてきましたが、物価の急激な上昇とその抑制のための金融引締めを背景に緩慢な動きとなりました。物価については、生産能力不足や供給網の目詰まりにより需給全般がひっ迫したことに加えて、ロシア・ウクライナ情勢を契機に世界の分断が顕著となったことで、エネルギーや食料品を中心に幅広い品目で価格が急騰しました。また、サービス業を中心とした労働需給のひっ迫による賃金上昇圧力も相まって、約40年ぶりとなる高いインフレ率を記録しましたが、多くの国や地域で物価抑制のための金融引締めが行われたことから、その騰勢は徐々に緩やかとなりました。一方で、一部の金融機関では金利上昇の影響で経営が不安定となり、米国では中堅銀行が破綻し、欧州では政府主導により大手銀行が吸収合併されるなど、混乱が生まれました。

国際商品市況は、ロシア・ウクライナ情勢の影響を受け、原油・石油製品、天然ガス、石炭、小麦などロシアの主要輸出品を中心に価格水準が大幅に上昇しました。また、ニッケルの価格が短期間で急騰したことにより先物市場が取引停止を強いられるなど、市場における価格変動の度合いはかつてないほど大きくなりました。商品価格の高騰を受けて、各国政府が備蓄在庫の市場放出や物流の安全確保、エネルギー価格の上限設定などの対応を取ったことや、欧州の暖冬により液化天然ガスを中心にエネルギー需給が緩和したことから、商品価格はエネルギーや農産物を中心にロシア・ウクライナ情勢以前の水準に戻りつつありますが、市場を取り巻く環境は、この1年で深まった世界での様々な分断により、依然として不安定な状態が続いています。

国内経済は一進一退の動きに留まりました。世界的な物価上昇に加え、約四半世紀ぶりの水準まで進行した円安を背景に、国内物価は大幅に上昇し、日常生活がウィズコロナへと移行するなかで回復基調にあった経済活動の重しとなりました。また、経常収支の黒字こそ維持されたものの、石油や石炭など資源価格の高騰により物品の輸入金額が急増したことや、ウェブ広告などの海外からのサービスの輸入も急増したことにより、貿易・サービス収支はかつてない金額の赤字となりました。

（2）全体業績及び財政状態

① 全体業績

当期の親会社の所有者に帰属する当期利益^(注1)は5,652億円となり、前期に比べ1,015億円の増益となりました。一過性損益については、ミャンマー通信事業で持分法投資の減損損失を計上した一方、北海油田英領事業の売却益を計上したことなどから、約110億円の利益となり、前期に比べ約40億円の改善となりました。

一過性を除く業績は約5,540億円となり、前期に比べ約970億円の増益となりました。非資源ビジネス^(注2)は、北米鋼管事業や北米を中心とした建機関連事業に加え、化学品・エレクトロニクスビジネスも堅調に推移したほか、大口不動産案件の引渡しがあったことなどにより増益となりました。また、資源ビジネス^(注3)は、資源・エネルギー価格上昇の影響や、トレードビジネスが好調に推移したことなどにより増益となりました。

(単位:億円)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)	増減
当期利益 (親会社の所有者に帰属)	4,637	5,652	+ 1,015
一過性損益	約 + 70	約 + 110	約 + 40
一過性を除く業績	約 4,570	約 5,540	約 + 970
(内、資源ビジネス)	(1,600)	(2,090)	(+ 490)
(内、非資源ビジネス)	(2,970)	(3,450)	(+ 480)
基礎収益キャッシュ・フロー (注4)	3,595	5,093	+ 1,498

(注1) 「親会社の所有者に帰属する当期利益」は、当社の株主に帰属する純利益を示しています。

(注2) 非資源ビジネスとは、全社で行っているビジネスのうち、資源ビジネス以外のビジネスを指します。

(注3) 資源ビジネスとは、「資源第一本部」「資源第二本部」「エネルギー本部」が行っているビジネスを指します。

(注4) 「基礎収益キャッシュ・フロー」= (売上総利益+販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)+利息収支+受取配当金) × (1-税率) +持分法投資先からの配当

② 財政状態

(a) 資産、負債及び資本の状況

当期末の資産合計は、円安の影響による増加に加え、営業資産や持分法投資が増加したことなどから、前期末に比べ5,241億円増加し、10兆1,063億円となりました。

資本のうち親会社の所有者に帰属する持分^(注1)は、配当金の支払い及び自己株式の取得を実施した一方、円安の影響や親会社の所有者に帰属する当期利益を認識したことなどから、前期末に比べ5,817億円増加し、3兆7,795億円となりました。

現預金ネット後の有利子負債^(注2)は、前期末に比べ2,107億円増加し、2兆4,844億円となりました。

この結果、ネットのデット・エクイティ・レシオ^(注3)は、0.7倍となりました。

(注1) 「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」は、資本のうち当社の株主に帰属する持分を示しています。

(注2) 「有利子負債」は、社債及び借入金(流動・非流動)の合計であり、リース負債は含まれていません。

(注3) 「ネットのデット・エクイティ・レシオ」(Debt-Equity Ratio)は、現預金ネット後の有利子負債を、「資本のうち親会社の所有者に帰属する持分」で除して算出したものです。

(b) キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは、運転資金が増加した一方で、コアビジネスが着実に資金を創出し、基礎収益キャッシュ・フローが5,093億円のキャッシュ・インとなったことなどから、合計で2,328億円のキャッシュ・インとなりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、国内不動産案件の売却、ポリビア銀・亜鉛・鉛事業の売却及び北海油田英領事業の売却などの資産入替による回収があった一方で、国内外不動産案件の取得や住友精密工業株式会社に対する公開買付けなどの投融資を行ったことなどから、915 億円のキャッシュ・アウトとなりました。

これらの結果、営業活動によるキャッシュ・フローに投資活動によるキャッシュ・フローを加えたフリーキャッシュ・フローは、1,413 億円のキャッシュ・インとなりました。

財務活動によるキャッシュ・フローは、借入を実施した一方、配当金の支払、自己株式の取得及びリース負債の支出などにより、2,505 億円のキャッシュ・アウトとなりました。

以上に加え、為替変動による影響などを加味した結果、現金及び現金同等物の当期末残高は、前期末に比べ 770 億円減少し、6,569 億円となりました。

③ 株主還元

当社は、株主の皆様に対して長期にわたり安定した配当を行うことを基本方針としつつ、中長期的な利益成長による配当額の増加を目指して取り組んでいます。具体的には、DOE（株主資本配当率）3.5%~4.5%の範囲内で、連結配当性向 30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案して年間の配当額を決定することとしています。そのうえで、当期利益実績の 30%相当額が上記範囲を超過した場合は、超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施することとしています。

2022 年度の年間配当金は、当期の親会社の所有者に帰属する当期利益が 5,652 億円になったことから、上記の株主還元方針に基づき、2021 年度対比で 5 円増配の 1 株当たり 115 円としています。中間配当金は 57.5 円でしたので、当期の期末配当金として、1 株当たり 57.5 円を本年 6 月に開催予定の定時株主総会にてお諮りすることとします。

また、上記の株主還元方針に基づく追加の株主還元として、2023 年 2 月 6 日開催の取締役会において、自己株式の取得を行うことを決議し、2023 年 4 月 28 日までに、次のとおり自己株式の取得を行いました。取得した自己株式の全数については、同取締役会決議に基づき、2023 年 6 月 2 日に消却する予定です。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	21,268,200 株
株式の取得価額の総額	49,999,766,200 円
取得期間	2023 年 2 月 7 日～2023 年 4 月 28 日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

さらに、2023 年 5 月 9 日開催の取締役会において、次のとおり追加の自己株式の取得を決議しました。取得する自己株式の全数について、同取締役会決議に基づき、2023 年 7 月 24 日に消却する予定です。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	1,200 万株を上限とする

株式の取得価額の総額	200 億円を上限とする
取得期間	2023 年 5 月 10 日～2023 年 6 月 9 日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

(3) セグメント別の状況

① セグメント別当期利益

	当期利益（親会社の所有者に帰属） （億円）	
	第 154 期 （2021 年度）	第 155 期 （2022 年度）
金属	552	1,104
輸送機・建機	349	920
インフラ	333	208
メディア・デジタル	393	130
生活・不動産	442	590
資源・化学品	2,473	2,669
消去又は全社	95	32

- (注) 1. 上記「当期利益（親会社の所有者に帰属）」の数値は、億円単位を四捨五入しているため、個々の内訳を足し上げた額と合計値は必ずしも一致していません。
2. 当社は、2022 年 4 月 1 日付で、輸送機・建機事業部門傘下にあった精密農業事業を資源・化学品事業部門傘下の組織に移管しました。また、同日付で、メディア・デジタル事業部門傘下にあったデジタルヘルス事業を生活・不動産事業部門傘下の組織に移管しました。これに伴い、前期のセグメント別当期利益は、組み替えて表示しています。

(参考) 株主に提供する株主総会招集通知（事業報告を含む。）においては、
上記の数字をグラフで表示

② セグメント別の業績概要

金属事業部門

事業概要

- 自動車、造船、鉄道、建築・土木、産業機械、家電・電機及びエネルギーなどの幅広い産業分野で使用される鋼材・鋼管の取引、各種加工及びサービス提供並びにこれらに関する事業

業績概要

北米鋼管事業において市況が好調に推移したことや、海外スチールサービスセンター事業が堅調に推移したことなどから、前期に比べ 552 億円増益の 1,104 億円の利益となりました。

(参考) 154 期（2021 年度）・155 期（2022 年度）

金属事業部門の当期利益グラフを挿入

輸送機・建機事業部門

事業概要

- 船舶、航空機、自動車、自動二輪車、建設機械、鉱山機械、農業機械、産業車両及びこれらに関連設備機器・関連部品の取引並びにこれらに関する事業
- リース・ファイナンス事業

業績概要

モビリティ事業において、製造事業で減損損失の計上があったものの、流通事業などが堅調に推移したことに加え、北米を中心とした建機関連事業及びリース事業が堅調に推移したことや、前期に航空機リース事業でロシア・ウクライナ関連の一過性損失を計上した反動などから、前期に比べ 570 億円増益の 920 億円の利益となりました。

(参考) 154 期 (2021 年度) ・ 155 期 (2022 年度)

輸送機・建機事業部門の当期利益グラフを挿入

インフラ事業部門

事業概要

- 国内電力小売事業、エネルギーマネジメント事業、水事業、交通輸送インフラ関連事業及び空港・港湾・スマートシティ開発事業などの社会インフラ事業
- 再生可能エネルギーを含む国内外の I(W)PP 事業^(注1) 及び電力 EPC 事業^(注2) などの電力インフラ事業
- 総合物流事業、海外工業団地の開発・運営事業並びに各種保険の手配及び保険商品の開発に関する事業などの物流インフラ・保険事業

(注1) **Independent (Water and) Power Producer** 事業の略称です。当社が独立系発電事業者 (**Independent Power Producer**) として発電設備を所有し、発電した電気を現地の電力公社などに販売する事業を **IPP** 事業といい、このうち、発電時のエネルギーを利用して海水を淡水化し、生活用水を作り出す造水設備の運営を行い、造水した水を現地の水道公社などに販売する事業を (**Water** の頭文字を加えて) **IWPP** 事業といいます。

(注2) **Engineering, Procurement and Construction** 事業の略称です。当社が発電所の設計、調達及び建設を一括して請け負う事業をいいます。

業績概要

海外発電事業が堅調に推移した一方、国内電力小売事業で電力調達価格高騰の影響があったことなどから、前期に比べ 125 億円減益の 208 億円の利益となりました。

(参考) 154 期 (2021 年度) ・ 155 期 (2022 年度)

インフラ事業部門の当期利益グラフを挿入

メディア・デジタル事業部門

事業概要

- ケーブルテレビ事業、第5世代移動通信システム（5G）関連事業、多チャンネル番組供給事業、テレビ通販事業及びデジタルメディア関連事業などのメディア事業
- ICTプラットフォーム・ITソリューション事業及びグローバルCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）事業^{（注1）}を通じたデジタル事業
- 情報通信インフラ事業及び付加価値サービス事業などのスマートプラットフォーム事業^{（注2）}

（注1） 当社事業とのシナジー効果の獲得を目的としたベンチャー投資を行う事業をいいます。

（注2） 最先端のICT技術等を活用した新しい情報通信サービス・製品の基盤となる事業をいいます。

業績概要

国内主要事業会社が堅調に推移した一方、ミャンマー通信事業で持分法投資の減損損失を計上したことや、エチオピア通信事業で立ち上げコストが増加したことなどから、前期に比べ263億円減益の130億円の利益となりました。

（参考）154期（2021年度）・155期（2022年度）
メディア・デジタル事業部門の当期利益グラフを挿入

生活・不動産事業部門

事業概要

- 食品スーパーなどのリテイル事業
- 調剤併設型ドラッグストアなどのヘルスケア事業
- 青果・食肉などの食品及び砂糖などの食品原料の生産・加工・流通事業
- 建材・セメントなどの建設資材関連事業及び総合不動産事業

業績概要

国内スーパーマーケット事業で減益となった一方、不動産事業で大口案件の引渡しがあったことなどから、前期に比べ148億円増益の590億円の利益となりました。

（参考）154期（2021年度）・155期（2022年度）
生活・不動産事業部門の当期利益グラフを挿入

資源・化学品事業部門

事業概要

- 非鉄金属原料・製品、石炭、鉄鉱石、石油・ガス及び炭素関連原材料・製品に関する事業
- 基礎化学品（有機、無機、バイオケミカル）、電池用材料・電子材料、エレクトロニクス、医薬、化粧品、農薬、肥料及び動物薬に関する事業

業績概要

資源・エネルギー価格が上昇したことに加え、資源・エネルギートレードビジネスが好調に推移したことや、化学品・エレクトロニクスビジネスが堅調に推移したことなどから、前期に比べ 196 億円増益の 2,669 億円の利益となりました。

(参考) 154 期 (2021 年度)・155 期 (2022 年度)

資源・化学品事業部門の当期利益グラフを挿入

2. 中期経営計画「SHIFT 2023」の進捗及び対処すべき課題

(1) 「SHIFT 2023」(対象：2021 年度～2023 年度)の進捗

当社は、「SHIFT 2023」において、高い収益性と下方耐性の強いポートフォリオの構築に向けた「事業ポートフォリオのシフト」、その実効性を担保するための「仕組みのシフト」と「経営基盤のシフト」に取り組んでおり、それぞれのシフトの進捗状況は以下のとおりです。

中期経営計画「SHIFT 2023」の全体像



<ご参考> 「SHIFT 2023」の詳細につきましては、当社 HP をご参照ください。(QR コード挿入)

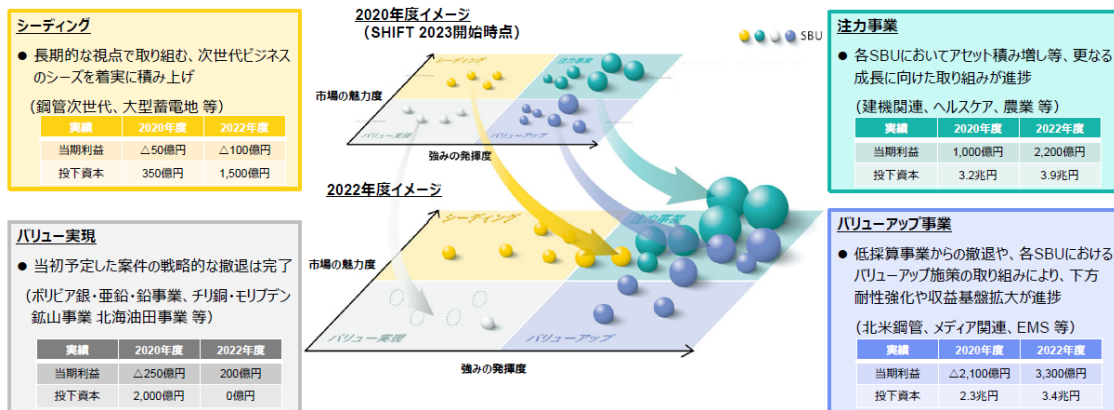
① 事業ポートフォリオのシフト

当社は、すべての事業を、組織の枠組にこだわらず戦略単位で Strategic Business Unit (SBU) にくくり、市場の魅力度と当社グループの強みの発揮度を軸に4つのカテゴリーに分類し、当社の強みが発揮できる事業分野へ経営資源(資金・人材)のシフトを進めています。

<4つのカテゴリー>

- ・好機を逸することなく戦略的に撤退し、経営資源の回収を図る「バリュー実現」
- ・効率性向上等により既存の収益の柱を更に太くする「バリューアップ事業」
- ・事業規模の拡大を通じて収益の柱の育成を目指す「注力事業」
- ・次世代のビジネスを育成し、新たな収益の柱を目指す「シーディング」

(a) 2022 年度の各カテゴリーの進捗



＜ご参考＞2022年度の取組の詳細につきましては、当社HPに掲載している2023年5月9日の決算プレゼンテーション資料をご参照ください。(QRコード挿入)

(b)DX (デジタルトランスフォーメーション) によるビジネス変革及びサステナビリティ経営の高度化

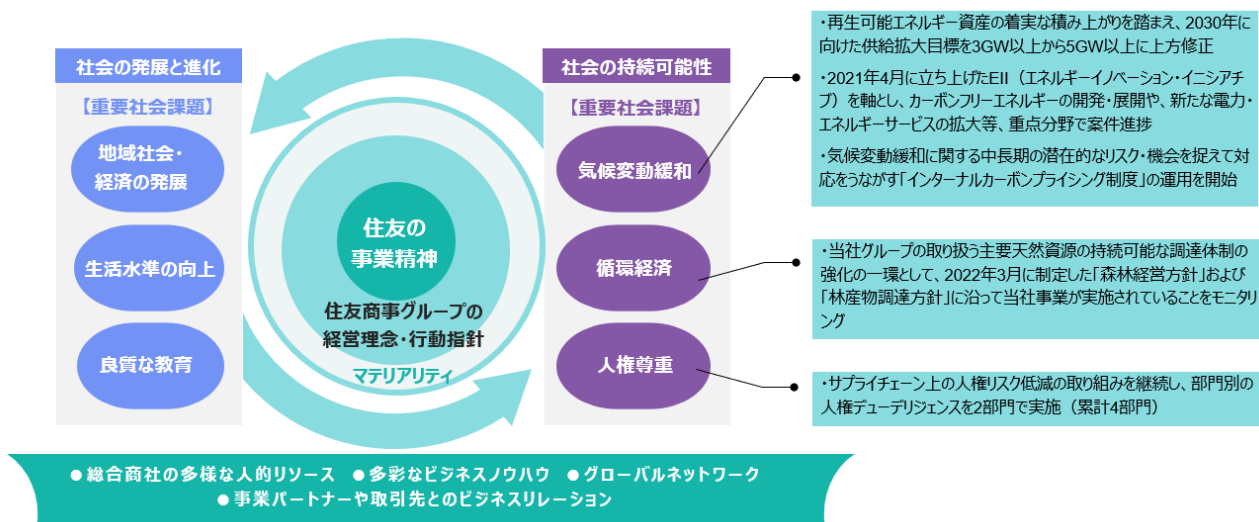
事業ポートフォリオのシフトを後押しし、既存ビジネスの機能・収益性向上や新規ビジネスの創出を促す取組として、DXによるビジネス変革やサステナビリティ経営の高度化にも注力しました。

DXによるビジネス変革

- ・ 既存ビジネスにおけるDX実装による機能・収益性向上：
国内スーパーマーケット事業における需給予測やヘルスケア事業におけるデータ分析高度化等が進捗
- ・ 次世代成長戦略テーマにおけるDXを掛け合わせた新規ビジネスの創出：
脱炭素、モバイル決済サービス、DX支援サービス等が進捗

サステナビリティ経営高度化

持続可能な社会の実現のために当社が取り組むべき6つの「重要社会課題」(2020年に設定)に関して、各SBUの取組や全社制度の運用開始など、社内における浸透や進捗が加速しています。2022年度の主な取組例は、以下のとおりです。



引き続き、以下を始めとするサステナビリティ経営の高度化に取り組んでいきます。

- ・ 2050年までの社会のカーボンニュートラル化への貢献を目指す上で、気候変動緩和に資する事業への転換を促進する仕組みの設計・導入
- ・ EIIと6つの事業部門が連携し、社会構造変化を見据えた次世代事業を創出・収益化
- ・ 持続可能な天然資源の調達体制の強化及び実効性のある運用
- ・ 多岐にわたるサプライチェーンを擁する当社事業において人権リスクの管理体制の構築・強化

<ご参考>重要社会課題及び各課題に対する長期・中期目標の詳細並びにその成果・進捗につきましては、当社HPをご覧ください。(QRコード挿入)

② 仕組みのシフト

事業ポートフォリオのシフトを実効性のあるものとするために、仕組みのシフトも推進しました。具体的には、以下に取り組みました。

- ・ 各SBUの戦略の進捗状況のモニタリング及び戦略の見直しの要否を議論するPDCAサイクルの実施
- ・ 事業投資の成功確度向上と価値最大化に向け、投資案件選定指針の制定による投資規律の厳格化及び投資パフォーマンス連動報酬制度の導入・運用
- ・ 次世代エネルギー、社会インフラ、リテイル・コンシューマー、ヘルスケア、農業等の成長戦略テーマの取組体制の整備・強化
- ・ 部門の枠組を超えた、よりダイナミックな事業ポートフォリオシフトに繋げるべく、全社最適で投下資本を配分する仕組みへ変更

③ 経営基盤のシフト

当社が中長期的に成長、発展していくための経営基盤についても、着実に強化、拡充を進めています。

ガバナンスの強化

- ・ 2022年度：中長期的企業価値向上・経営目標達成の動機付け強化を目的とした役員報酬制度の

改定（報酬水準・報酬構成比率の見直し、業績連動賞与における総支給額の算出に当社株価成長率を反映）

- ・ 2023 年度以降：株式報酬制度の評価指標に非財務指標（気候変動問題対応、女性活躍推進、従業員エンゲージメント）を追加^(注)

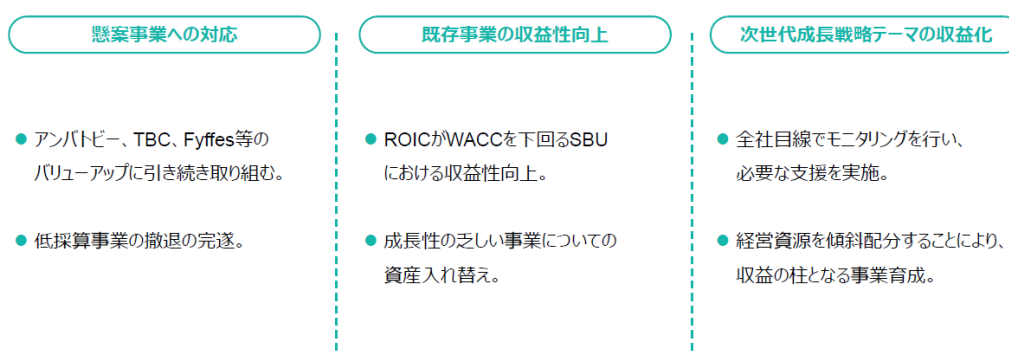
(注) 第 155 期定時株主総会第 4 号議案が原案どおり承認されることが前提

人材マネジメントの強化

年次概念に囚われない登用や女性登用、執行役員への登用を含むキャリア人材の積極登用、採用手法の多様化・通年化など、「Diversity, Equity & Inclusion」を更に推進

(2) 「SHIFT 2023」完遂に向けた取組

上記で述べた 2 年間の進捗を踏まえ、「SHIFT 2023」の最終年度である 2023 年度は、その完遂に向けて、以下の分野に重点的に取り組みます。



当社は、成長性及び業績の安定性を更に向上するために「SHIFT 2023」を完遂し、どのような外部環境であっても株主資本コストを上回る利益をあげられる体質をつくり、株主還元の実現も図ってまいります。また、建設的な対話を通じ、市場からの信頼向上に繋げられるよう努めてまいります。

(3) 定量計画と株主還元方針

今後の定量計画と株主還元方針の詳細は、以下のとおりです。

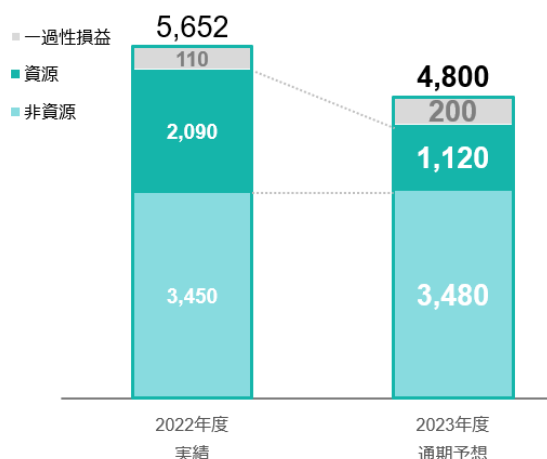
① 定量計画

- ・ 業績見通し

今般、足元の状況を踏まえ、業績見通しを以下のとおりとしました。

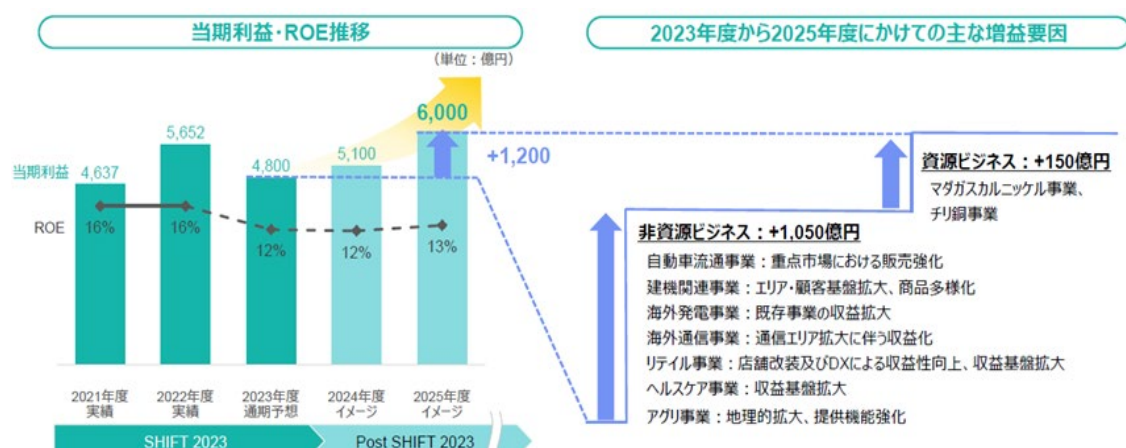
(単位：億円)

当期利益（前期比）



世界経済の先行き不透明感は増しているものの、概ね足元の事業環境の継続を見込んでおり、2023年度の利益予想は4,800億円としています。前期比では、資源ビジネスは資源・エネルギー価格の軟化などにより減益、非資源ビジネスは横ばいを見込んでいます。

なお、当社は最適な経営資源配分を通じた事業ポートフォリオのシフトの実行に向けて、「SHIFT 2023」の対象期間だけに限らず、常に3年先までの定量イメージを持ちながら戦略議論を実施しており、以下のとおり2025年度までの利益イメージを示しています。



・キャッシュ・フロー計画

「SHIFT 2023」において、株主還元後フリーキャッシュ・フローの黒字を確保する方針を堅持し、投融資と資産入替を着実に進め、高い収益性と下方耐性の強い事業ポートフォリオへのシフトに取り組んでいきます。

	SHIFT 2023		
	累計実績 (21/4~23/3)	2023年度計画	3年合計計画 (23/5公表)
基礎収益キャッシュ・フロー ^{*1}	+8,689	+4,000	+12,700
減価償却費 (リース負債による支出Net後)	+2,142	+1,100	+3,200
資産入替	+3,800	+2,200	+6,000
その他の資金移動	△5,800	±0	△5,800
投融資 (含む追加・更新投資)	△6,500	△5,000	△11,400
フリーキャッシュ・フロー (調整後^{*2})	+2,445	+2,300	+4,700
株主還元 ^{*3}	△2,911	△1,800	△4,700
株主還元後 フリーキャッシュ・フロー (調整後^{*2})	△466	+500	黒字確保

*1 基礎収益キャッシュ・フロー＝

(売上総利益+販売費及び一般管理費(除く貸倒引当金繰入額)+利息収支+受取配当金)×(1-税率)+持分法投資先からの配当

*2 財務活動によるキャッシュ・フローに含まれるリース負債による支出を調整

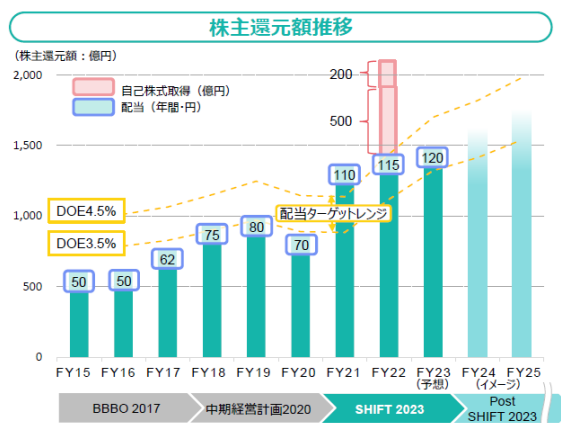
*3 2023年度計画に含まれる24/3期年間配当は120円/株を前提

② 株主還元方針と 2023 年度の年間配当金予想額

株主還元方針：

DOE（株主資本配当率）3.5%～4.5%の範囲内で、連結配当性向 30%を目安に、基礎的な収益力やキャッシュ・フローの状況等を勘案して年間の配当額を決定。当期利益実績の 30%相当額が上記範囲を超過した場合は、超過部分に対する配当あるいは自己株式の取得を柔軟かつ機動的に実施。

2023 年度の年間配当金は、2023 年度通期連結業績予想 4,800 億円を踏まえ、前期比 5 円増配となる 1 株当たり 120 円（2023 年度の下限）とする予定です。



今後も安定した配当と中長期的な利益成長による配当額の増加を目指します。

2023 年度は「SHIFT 2023」の最終年度であり、その完遂に向けて、全力で取り組んでいきます。株主の皆様には、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

3. 財産及び損益の状況

区 分	国際会計基準				
	第151期 (2018年度)	第152期 (2019年度)	第153期 (2020年度)	第154期 (2021年度)	第155期 (2022年度)
収益 (億円)	53,392	52,998	46,451	54,950	68,179
売上総利益 (億円)	9,232	8,737	7,295	10,096	12,348
当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (億円)	3,205	1,714	△ 1,531	4,637	5,652
1株当たり当期利益又は損失(△) (親会社の所有者に帰属) (円)	256.68	137.18	△ 122.42	370.79	452.51
総資産額 (億円)	79,165	81,286	80,800	95,822	101,063
親会社の所有者に帰属する持分 (億円)	27,715	25,441	25,280	31,978	37,795
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,219.11	2,036.48	2,022.83	2,558.24	3,062.59
親会社所有者帰属持分当期利益率 (ROE) (%)	12.0	6.4	△ 6.0	16.2	16.2
総資産当期利益率 (ROA) (%)	4.1	2.1	△ 1.9	5.3	5.7
親会社所有者帰属持分比率 (%)	35.0	31.3	31.3	33.4	37.4
有利子負債 (ネット) (億円)	24,271	24,688	23,004	22,737	24,844
Debt-Equity Ratio(ネット) (倍)	0.9	1.0	0.9	0.7	0.7

- (注) 1. 有利子負債 (ネット) は、有利子負債から現金及び現金同等物と定期預金を控除しています。
2. 億円単位の記載金額は、単位未満を四捨五入しています。

(参考) グラフ (5期推移)

- ① 売上総利益
② 当期利益又は損失 (△) (親会社の所有者に帰属)
③ 親会社の所有者に帰属する持分及び親会社所有者帰属持分比率
④ 有利子負債 (ネット) 及び Debt-Equity Ratio (ネット) を記載

4. 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

住友商事グループは、グローバルなネットワークを通じて、金属、輸送機・建機、インフラ、メディア・デジタル、生活・不動産、資源・化学品など多岐にわたる事業分野で、各種商品の国内、輸出入及び海外取引を行うほか、各種のサービス関連事業や事業投資を行うなど、多角的な事業活動を行っています。

5. 主要な営業所の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 国内

当社本店	東京都千代田区	
当社支社	6 か所	北海道支社 (札幌)、東北支社 (仙台)、中部支社 (名古屋)、関西支社 (大阪)、中国支社 (広島)、九州支社 (福岡)
当社支店	4 か所	浜松支店、四国支店 (高松)、新居浜支店、長崎支店

国内独立法人	3 法人	住友商事北海道株式会社、住友商事東北株式会社、住友商事九州株式会社
--------	------	-----------------------------------

(注) 上記国内独立法人3法人が有する本・支店等は9か所です。

(2) 海外

当社支店・	4 か所	ヨハネスブルグ支店、キーウ支店、アルマティ支店、アスタナ出張所
-------	------	---------------------------------

出張所		
-----	--	--

- (注) 1.上記のほか、海外における当社の駐在員事務所 24 か所があります。
2.「キーウ支店」は、旧「キエフ支店」が 2022 年 5 月 1 日付で名称変更したものです。
3.「アスタナ出張所」は、旧「ヌルスルタン出張所」が 2022 年 12 月 1 日付で名称変更したものです。

海外独立法人	35 法人	米州住友商事会社（米国）、ブラジル住友商事会社、欧州住友商事会社（英国）、アフリカ住友商事会社（南アフリカ共和国）、中東住友商事会社（アラブ首長国連邦）、CIS 住友商事会社（ロシア）、アジア大洋州住友商事会社（シンガポール）、中国住友商事会社、上海住友商事会社など
--------	-------	---

(注) 上記海外独立法人 35 法人が有する本・支店等は 82 か所です。

6. 従業員の状況（2023 年 3 月 31 日現在）

(1) 住友商事グループの従業員数

セグメント	従業員数
金属	5,905 名
輸送機・建機	21,552 名
インフラ	3,528 名
メディア・デジタル	15,967 名
生活・不動産	18,346 名
資源・化学品	9,713 名
その他	3,224 名
合計	78,235 名（対前期末 3,982 名増）

(注) 上記「その他」には、エネルギーイノベーション・イニシアチブ（EII）の業務に従事している従業員が含まれています。

(2) 当社の従業員数

合計 5,223 名（対前期末 77 名減）

(注) この中には、海外支店・出張所・駐在員事務所が雇用している従業員 155 名が含まれています。

7. 重要な子会社の状況

(1) 連結の範囲及び持分法の適用に関する事項

区分	国際会計基準			
	第 152 期 (2019 年度)	第 153 期 (2020 年度)	第 154 期 (2021 年度)	第 155 期 (2022 年度)
連結子会社	663 社	662 社	637 社	636 社
持分法適用会社	294 社	273 社	256 社	250 社

(2) 主要な連結子会社及び持分法適用会社

セグメント	会社名	主要な事業内容
金属	EDGEN GROUP INC. (子)	エネルギー産業向け鋼管・鋼材のグローバルディストリビューター
	住友商事グローバルメタルズ株式会社 (子)	鋼材・非鉄金属製品の国内・貿易取引及びその関連事業
輸送機・建機	三井住友ファイナンス&リース株式会社 (持)	リース業

	住友三井オートサービス株式会社 (持)	自動車リース業及び関連サービス
インフラ	PT. CENTRAL JAVA POWER (子)	インドネシアにおける発電所リース事業
	サミットエナジー株式会社 (子)	国内における発電所の開発・保有・運営及び電力販売
メディア・デジタル	SCSK 株式会社 (子)	システム開発、IT インフラ構築、IT マネジメント、BPO(Business Process Outsourcing)、IT ハード・ソフト販売
	JCOM 株式会社 (持)	ケーブルテレビ局及び番組供給会社の統括運営
生活・不動産	サミット株式会社 (子)	スーパーマーケット
	FYFFES LIMITED (子)	欧州並びに米州での青果物生産及び卸売業
資源・化学品	SUMISHO COAL AUSTRALIA HOLDINGS PTY LTD. (子)	豪州における石炭事業への投資
	住友商事ケミカル株式会社 (子)	化学品・電子材料の国内・貿易取引
その他	米州住友商事会社 (子)	輸出入及び卸売業
	欧州住友商事ホールディング会社 (子)	欧州現地法人の持株会社

(注) (子) は連結子会社、(持) は持分法適用会社です。

8. 主要な借入先及びその借入額 (2023年3月31日現在)

借入先	借入額
	百万円
株式会社三菱 UFJ 銀行	208,229
株式会社日本政策投資銀行	160,095
株式会社三井住友銀行	145,580
三井住友信託銀行株式会社	119,649
株式会社みずほ銀行	101,475
住友生命保険相互会社	88,000
明治安田生命保険相互会社	86,000
日本生命保険相互会社	82,888
信金中央金庫	60,000
農林中央金庫	50,000
その他	665,961
当社単体借入金合計	1,767,877
連結子会社借入金合計	798,616
連結借入金合計	2,566,493

(注) 上記「その他」には、株式会社三井住友銀行又は株式会社三菱 UFJ 銀行を幹事とするシンジケートローンが合計で 25,000 百万円含まれています。

9. 資金調達についての状況

住友商事グループの資金調達については、長期・短期借入金及びコマーシャルペーパーの発行などによるほか、次のとおり社債を発行しています。

■当社

2022年5月	第60回円建無担保社債	200億円	(2032年5月満期)	年利0.574%	
2023年3月	第61回円建無担保社債	100億円	(2028年3月満期)	年利0.644%	
2023年3月	第62回円建無担保社債	250億円	(2030年3月満期)	年利0.949%	
2023年3月	第4回米ドル建無担保社債	500百万米ドル	(668億円)	(2028年3月満期)	年利5.550%

10. 設備投資についての状況

生活・不動産事業部門において、国内のオフィスビルを取得しました。また、国内のオフィスビルの一部を売却しました。

II. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

発行可能株式総数 2,000,000,000 株

発行済株式の総数 1,251,571,867 株（対前期末 167,500 株増／自己株式 17,478,130 株を含む）

（注）発行済株式の総数の増加は、2022年8月18日付で業績連動型株式報酬として普通株式を発行したことによるものです。

株主数 259,677 名（対前期末 35,416 名増）

単元株式数 100 株

大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	203,004	16.45
EUROCLEAR BANK S. A. /N. V.	92,803	7.52
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	71,710	5.81
住友生命保険相互会社	30,855	2.50
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	19,222	1.56
三井住友海上火災保険株式会社	15,000	1.22
日本生命保険相互会社	14,879	1.21
JP MORGAN CHASE BANK 385781	14,782	1.20
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	14,385	1.17
JP モルガン証券株式会社	13,236	1.07

（注）1. 当社は、自己株式を 17,478,130 株保有していますが、上記大株主からは除いています。

2. 持株比率は、自己株式を発行済株式の総数から控除して算出し、小数点第3位以下を四捨五入しています。

（参考）所有者別持株比率グラフ

当事業年度中に当社役員に対して職務の執行の対価として交付された株式の状況

	株式の種類及び数	交付された者の人数
取締役（社外取締役を除く）	当社普通株式 60,300 株	7 名

（注）1. 上記の取締役に、2020年6月19日開催の第152期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名が含まれています。

2. 当事業年度中に社外取締役及び監査役に対して職務の執行の対価として交付された株式はありません。

その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上及び株主還元の充実を図るため、2023年2月6日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき自己株式の取得を行うことを決議し、2023年4月28日までに、次のとおり自己株式を取得しました。取得した自己株式の全数については、同取締役会決議に基づき、2023年6月2日に消却する予定です。

取得した株式の種類	当社普通株式
取得した株式の総数	21,268,200 株 ^(*)
株式の取得価額の総額	49,999,766,200 円 ^(*)
取得期間	2023年2月7日～2023年4月28日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

（注）*は、取得期間終了時点の状況を記載しています。

また、当社は2023年5月9日開催の取締役会において、次のとおり追加の自己株式の取得を決議しました。取得する自己株式の全数について、同取締役会決議に基づき、2023年7月24日に消却する予定です。

取得する株式の種類	当社普通株式
取得する株式の総数	1,200万株を上限とする
株式の取得価額の総額	200億円を上限とする
取得期間	2023年5月10日～2023年6月9日
取得方法	東京証券取引所における市場買付

III. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

氏名	会社における地位	会社における担当及び重要な兼職の状況
中村 邦晴	取締役会長	日本電気株式会社 社外取締役 信越化学工業株式会社 社外取締役
兵頭 誠之	代表取締役 社長執行役員	CEO
南部 智一	代表取締役 副社長執行役員	CDO*4 (メディア・デジタル事業部門および生活・不動産事業部門管掌)
清島 隆之	代表取締役 専務執行役員	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO*5
諸岡 礼二	代表取締役 専務執行役員	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
東野 博一	代表取締役 常務執行役員	コーポレート部門 企画担当役員 CSO・CIO*6
	社外取締役*1	有限責任 あずさ監査法人*7 公益監視委員会委員
石田 浩二	取締役会への 出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
	18回中18回 (100%)	主に金融機関の経営者及び日本銀行政策委員会の審議委員として培ってきた金融及び企業経営の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、業績管理や事業経営など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
	社外取締役*1	東京都*8 監査委員 株式会社りそなホールディングス*8 社外取締役 味の素株式会社*8 社外取締役
岩田 喜美枝	取締役会への 出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要
	18回中15回 (83.3%)	主に官僚及び民間企業の経営者や社外役員として培ってきた企業経営やコーポレートガバナンス、企業の社会的責任、ダイバーシティ等に関する分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、気候変動への対応や人材戦略など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献しました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員長として、委員会において重要な役割を果たすなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。
	社外取締役*1	弁護士 全国農業協同組合連合会*9 経営管理委員 株式会社かんぽ生命保険*8 社外取締役
山崎 恒	取締役会への 出席状況	主な活動状況及び社外取締役が果たすことが 期待される役割に関して行った職務の概要

	18 回中 18 回 (100%)	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、法務や人権問題への対応など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。	
井手 明子	社外取締役*1	東北電力株式会社*9 社外取締役（監査等委員）	
	取締役会への出席状況		主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
	18 回中 18 回 (100%)	主に大手通信事業者の経営陣幹部、グループ会社の経営者や親会社（持株会社）の常勤監査役として培ってきた情報・通信、企業経営やコーポレートガバナンス等の分野での長年の経験や幅広い知見に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、DX（デジタルトランスフォーメーション）推進や内部統制など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。これらを通して、取締役会の審議のより一層の充実並びに適切な意思決定及び経営の監督機能の強化に貢献し、当社が同氏に期待する役割を果たしました。	
御立 尚資	社外取締役*1	楽天グループ株式会社*8 社外取締役 DMG 森精機株式会社*8 社外取締役 東京海上ホールディングス株式会社*8 社外取締役	
	取締役会への出席状況*10		主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要*10
	14 回中 14 回 (100%)	主に米国大手経営コンサルティング会社での経験や民間企業の社外役員として培ってきた企業経営や統合型リスク管理等に関する広範な知識と豊富な経験に基づき、取締役会の場に加え、取締役会メンバーによるオフサイト・ミーティングにおいても、経営戦略や事業ポートフォリオのあり方など、さまざまな経営上の重要事項に関して積極的に発言し、客観的・独立的な見地から有益な助言や提言等を行いました。また、「指名・報酬諮問委員会」の委員として、委員会において積極的に意見を述べるなど、当社の取締役、監査役及び経営陣幹部の指名・報酬決定プロセスの独立性、客観性及び透明性のより一層の向上に貢献しました。これらにより、当社が同氏に期待する役割を果たしました。	
細野 充彦	常任監査役 (常勤)		
坂田 一成	監査役 (常勤)		
永井 敏雄	社外監査役*2	弁護士 東レ株式会社*9 社外監査役	
	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
	18 回中 18 回 (100%)	17 回中 17 回 (100%)	主に裁判官及び弁護士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。
加藤 義孝*3	社外監査役*2	公認会計士 住友化学株式会社*9 社外監査役 三井不動産株式会社*8 社外監査役	
	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
	18 回中 18 回 (100%)	17 回中 17 回 (100%)	主に公認会計士としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意

			見などの発言を行いました。
長嶋 由紀子	社外監査役*2	株式会社リクルートホールディングス*8 常勤監査役 株式会社リクルート*9 常勤監査役 日本たばこ産業株式会社*8 社外取締役	
	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	主な活動状況
	18 回中 18 回 (100%)	17 回中 17 回 (100%)	主に大手企業（持株会社）の常勤監査役やグループ会社の経営者としての長年の経験や幅広い知見に基づき、客観的・独立的な立場から必要に応じて質問、意見などの発言を行いました。

- (注)
- *1 は、会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役の要件を満たしています。また、*1 のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準【株主に提供する株主総会招集通知（事業報告を含む。）においては、「独立性基準」のページ番号を挿入予定】を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
 - *2 は、会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役の要件を満たしています。また、*2 のいずれも、当社が上場している金融商品取引所が定める独立性基準並びに社内規則「社外役員の選任及び独立性に関する基準」が定める独立性基準【株主に提供する株主総会招集通知（事業報告を含む。）においては、「独立性基準」のページ番号を挿入予定】を満たし、当社はその全員を、同取引所の定めに基づく独立役員として指定しています。
 - *3 加藤義孝氏は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
 - *4 CDO : Chief Digital Officer
 - *5 CAO : Chief Administration Officer、CCO : Chief Compliance Officer
 - *6 CSO : Chief Strategy Officer、CIO : Chief Information Officer
 - *7 有限責任 あずさ監査法人は当社の会計監査人です。
 - *8 東京都、株式会社りそなホールディングス、味の素株式会社、株式会社かんぽ生命保険、楽天グループ株式会社、DMG 森精機株式会社、東京海上ホールディングス株式会社、三井不動産株式会社、株式会社リクルートホールディングス、日本たばこ産業株式会社と当社との間には、特別な関係はありません。
 - *9 全国農業協同組合連合会、東北電力株式会社、東レ株式会社、住友化学株式会社、株式会社リクルートは、当社の取引先です。
 - *10 御立尚賢氏の取締役会への出席状況並びに主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関し行った職務の概要については、2022 年 6 月 24 日就任以降のものを記載しています。

2. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	対象人員	報酬等の総額	内訳					
			例月報酬	業績連動賞与	旧制度 (2021 年 6 月以前)	新制度 (2021 年 6 月以降)		
					業績連動型株式報酬 (パフォーマンス・シェア・ユニット)	譲渡制限付業績連動型株式報酬		
				2022 年 6 月以前	2022 年 6 月以降			
取締役	社内取締役	8 名	1,311 百万円	427 百万円	537 百万円	91 百万円	86 百万円	169 百万円
	社外取締役	6 名	104 百万円	104 百万円	—	—	—	—
	合計	14 名	1,415 百万円	532 百万円	537 百万円	91 百万円	86 百万円	169 百万円
	報酬等の上限額等（年額/年間総数）	—	600 百万円以内 (社外取締役に つき 150 百万円 以内) *1	750 百万円以 内*2	430 百万円/ 18 万株以内*3	650 百万円/ 30 万株以内*4	1,100 百万円/ 45 万株以内*5	
監査役	社内監査役	3 名	87 百万円	87 百万円	—	—	—	—
	社外	3 名	59 百万円	59 百万円	—	—	—	—

監査役							
合計	6名	146百万円	146百万円	—	—	—	—
報酬等の上限額 (年額)		—	180百万円以内 ※6	—	—	—	—

(注)

1. 取締役及び監査役の報酬等の総額は、以下のとおり過去の株主総会において決議されています。

	株主総会決議がなされた日	当該決議に係るその時点の役員の数
※1	第154期定時株主総会(2022年6月24日)	取締役11名(うち社外取締役5名)
※2	第154期定時株主総会(2022年6月24日)	社外取締役を除く取締役6名
※3	第150期定時株主総会(2018年6月22日)	社外取締役を除く取締役6名
※4	第153期定時株主総会(2021年6月18日)	社外取締役を除く取締役6名
※5	第154期定時株主総会(2022年6月24日)	社外取締役を除く取締役6名
※6	第145期定時株主総会(2013年6月21日)	監査役5名(うち社外監査役3名)

2. 期末現在の人員数は、取締役11名(うち社外取締役5名)、監査役5名(うち社外監査役3名)です。
3. 当社には、使用人を兼務している取締役はいません。
4. 「業績連動賞与」は、2022年6月24日開催の第154期定時株主総会において決議された上限額の範囲内で、取締役会で決定された算出方法に基づき算出した金額の上限額を記載しています。
5. 「旧制度」は、2018年6月22日開催の第150期定時株主総会決議により導入された譲渡制限付株式報酬制度及び業績連動型株式報酬制度を指します。なお、旧制度に基づく譲渡制限付株式報酬は当事業年度において支給されていません。
6. 「新制度」は、2021年6月18日開催の第153期定時株主総会決議により、旧制度における譲渡制限付株式報酬制度と業績連動型報酬制度を一本化して導入された、譲渡制限付業績連動型株式報酬制度を指します。
7. 「業績連動型株式報酬」の金額は、旧制度のもとで当事業年度に費用計上した金額及び旧制度のもとで2023年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の合計額を記載しています。
8. 「譲渡制限付業績連動型株式報酬」の金額は、新制度のもとで2024年及び2025年に交付する株式の見込数に応じた金銭報酬債権の支給見込額を算定し、当事業年度に費用計上する金額の合計額を記載しています。
9. 取締役の業績連動報酬等(業績連動賞与、業績連動型株式報酬及び譲渡制限付業績連動型株式報酬)の総額は884百万円、非金銭報酬等(業績連動型株式報酬及び譲渡制限付業績連動型株式報酬)の総額は347百万円です。
10. 取締役及び監査役の報酬等の各記載金額は百万円未満を四捨五入しているため、各内訳を足し合わせた額と合計値は必ずしも一致していません。

3. 当社の役員報酬制度の概要

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、過半数が社外取締役で構成される指名・報酬諮問委員会(委員長:社外取締役)の審議を経て、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しました。その概要は、以下のとおりです。

① 報酬体系 (●は、それぞれの報酬等の支給対象者を示します。)

報酬等の種類		支給対象		
		業務執行取締役	取締役会長	社外取締役
固	例月報酬	●	●	●
変	業績連動賞与	●	—	—
	株式報酬	●	●	—

② 各報酬の水準及び割合

外部専門機関による客観的な報酬市場調査データ等を参考に、当社の経営環境や経営戦略・人材戦略を踏まえ、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現する優秀な経営人材を確保・リテインするために適切な報酬水準を設定したうえで、持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能させるために、役割に応じて、固定報酬(例月報酬)と変動報酬(短期的な成果に

連動する業績連動賞与と中長期的な成果や株主価値等に連動する株式報酬)の割合等を適切に設定します。

③各報酬の決定方針及び決定方法

- ・各報酬の決定方針：以下のとおり。
- ・各報酬の決定方法：株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲で、取締役会にて決定。取締役会決議にあたっては、指名・報酬諮問委員会が内容を検討し、その結果を取締役に答申。その他の決定方法については以下のとおり。

		各報酬の決定方針	各報酬の決定方法
固定	例 月 報 酬	上記水準により、毎月定額を支給する。	—
変動	業績連動賞与	<ul style="list-style-type: none"> ・経営戦略との関連性を強化するという観点から、中期経営計画における業績管理指標等に応じて総支給額を決定し、各業務執行取締役への支給額は、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給する。 ・各業務執行取締役の個人評価は、財務指標と非財務指標の両側面により行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、当該事業年度に係る一定範囲の業績管理指標等の想定値を設定し、業績管理指標等の実績に応じて業績連動賞与を算出する業績連動賞与フォーミュラを当該事業年度を取締役に決定。 ・当該事業年度終了後に、取締役会から委任を受けた代表取締役 社長執行役員 CEO が各業務執行取締役との面談を経て当該フォーミュラの指標のうち個人評価を決定し、株主総会にてご承認いただいた限度額の範囲内で個人別賞与額を算出。 ・個人評価の決定が適切に行われるようにするため、代表取締役 社長執行役員 CEO はその結果を指名・報酬諮問委員会に報告。
	株式報酬	株主価値に加え、環境・社会・企業統治 (ESG) に関する指標との連動性を重視しつつ、中長期的な事業ポートフォリオの最適化や企業価値向上、持続可能な成長に向けた取組を促進するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めるものとし、その具体的な内容及び支給時期は、指名・報酬諮問委員会の諮問を経て取締役会で定める。	<ul style="list-style-type: none"> ・指名・報酬諮問委員会の答申を踏まえ、複数の事業年度に係る指標等の実績に応じて株式報酬を算出する株式報酬フォーミュラを最初の事業年度を取締役に決定。 ・各事業年度中に、取締役会から委任を受けた指名・報酬諮問委員会 (社外取締役、取締役会長及び代表取締役 社長執行役員 CEO により構成) が当該フォーミュラの指標のうち環境・社会・企業統治 (ESG) に関する指標の当該事業年度に係る評価を決定し、その決定内容を取締役に報告。

④報酬内容が方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定するにあたっては、取締役会で決定された役員報酬の基本方針及び体系並びにその決定プロセスに基づき、指名・報酬諮問委員会にてその内容が検討されていることから、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に沿うものであると判断しています。

(2) 当事業年度に係る業績連動報酬等及び非金銭報酬等に関する事項

① 業績連動賞与

- ・経営戦略との関連性を強化する観点から、中期経営計画「SHIFT 2023」において重視する業績管理指標である、連結純利益及び基礎収益キャッシュ・フロー及び当社株価成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する当社株価成長率の割合）に応じて総支給額を決定。
- ・各業務執行取締役には、役位や個人評価に応じて配分のうえ、事業年度終了後に支給。
- ・各業務執行役員の個人評価は、財務指標と非財務指標の両側面より実施。
- ・業績連動賞与の算定の基礎として選定した業績指標の実績（2022年度の実績）は以下の表のとおり。

	実績
連結純利益	5,652億円
基礎収益キャッシュ・フロー	5,093億円
株価成長率	120%

- ・当事業年度終了後に代表取締役 社長執行役員 CEO（兵頭誠之氏）が各業務執行取締役との面談を経て決定した個人評価を踏まえ、2022年度の業績連動賞与を支給（2023年6月支給）。
- ・代表取締役 社長執行役員 CEO は、業務執行を統括する立場から俯瞰的に各業務執行取締役の個人評価を決定できるため、当該決定を代表取締役 社長執行役員 CEO に委任している。また、適切な決定を担保するため、代表取締役 社長執行役員 CEO はその結果を指名・報酬諮問委員会に報告する。

② 株式報酬

- ・当社グループの中長期的な企業価値・株主価値の向上を重視した経営を推進するため、2018年に、取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に対して役位に応じて決定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付する譲渡制限付株式報酬制度（以下「旧制度①（譲渡制限付株式報酬）」という。）とともに、業績連動型株式報酬制度（以下「旧制度②（業績連動型株式報酬）」という。）を導入し、対象取締役に対して、各年の定時株主総会の終結時から翌年の定時株主総会の終結時までの期間（以下「役務提供期間」という。）における役務提供の対価として、役務提供期間の開始日の属する年の6月1日からその3年後の6月の末日までの期間（以下「評価期間」という。）における当社株式成長率（TOPIX（東証株価指数）成長率に対する配当を含む当社株価成長率の割合をいう。以下同じ。）に応じて算定された数の当社普通株式を交付することとしている。
- ・2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、旧制度②（業績連動型株式報酬）に基づき当該定時株主総会終結以後に退任する対象取締役に交付する当社普通株式に、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日

までの期間譲渡制限を設定することの承認を得ている。

- ・2022年6月末日に旧制度②（業績連動型株式報酬）の評価期間（2019年6月1日から2022年6月末日まで）が終了したことから、当該評価期間における当社株式成長率（107.7%）を踏まえ、対象取締役7名に対し、譲渡制限付株式として当社普通株式60,300株を発行し、割り当てた。
- ・2021年6月18日開催の第153期定時株主総会において、旧制度①（譲渡制限付株式報酬）及び旧制度②（業績連動型株式報酬）を一本化した譲渡制限付業績連動型株式報酬制度（以下「新制度」という。）を導入。対象取締役に対して、役務提供期間における役務提供の対価として、評価期間における当社株式成長率（2023年6月に評価期間が開始する株式報酬からは配当を含めずに算定する予定）に応じて算定された数の当社普通株式を譲渡制限付株式として交付することとしている。譲渡制限付株式の譲渡制限期間は、株式交付日から取締役又は執行役員その他取締役会で定める地位のいずれも退任又は退職する日までの期間としている。
- ・なお、新制度の最初の評価期間の終了は2024年6月末日となるため、新制度に係る当社株式成長率の実績はない。

4. 責任限定契約の内容の概要

当社は、業務執行取締役等でない取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項に基づき、善意かつ重大な過失がないときの責任を法令の定める限度までとする旨の責任限定契約を締結しています。

5. 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、保険会社との間で、当社並びに当社の一部の連結子会社及び持分法適用会社等の全部又は一部の取締役、監査役及び執行役員等（以下「役員等」という。）を被保険者とする会社法第430条の3第1項に定める役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約では、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害等を填補することとしています。ただし、役員等が法令違反であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。なお、当該保険契約の保険料は、当社が全額負担しています。

6. 執行役員の氏名等（2023年4月1日現在）

会社における地位	氏名	会社における担当
社長執行役員*1	兵頭 誠之	CEO
副社長執行役員	上野 真吾	(金属事業部門、資源・化学品事業部門およびエネルギーイノベーション・イニシアチブ管掌)
副社長執行役員*1	清島 隆之	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員 CAO・CCO
専務執行役員	中島 正樹	メディア・デジタル事業部門長
専務執行役員*1	諸岡 礼二	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員 CFO
専務執行役員	坂本 好之	資源・化学品事業部門長
専務執行役員	竹田 光宏	JCOM株式会社 取締役 副社長執行役員
専務執行役員*1	東野 博一	コーポレート部門 企画担当役員 CSO
専務執行役員	犬伏 勝也	金属事業部門長
常務執行役員	塩見 圭吾	アジア大洋州総支配人
常務執行役員	中村 家久	メディア・デジタル事業部門長補佐
常務執行役員	野中 紀彦	輸送機・建機事業部門長
常務執行役員	加藤 真一	米州総支配人補佐、TBC Corporation CAO
常務執行役員	向田 良徳	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補

		佐 (財務担当)
常務執行役員	和田 知徳	米州総支配人
常務執行役員	森 肇	中東・アフリカ総支配人
常務執行役員	本多 之仁	インフラ事業部門長
常務執行役員	為田 耕太郎	生活・不動産事業部門長
常務執行役員	有友 晴彦	東アジア総代表
常務執行役員	吉田 伸弘	国内担当役員、関西支社長
常務執行役員	小池 浩之	欧州・C I S総支配人
常務執行役員	尾崎 務	SCSK 株式会社 執行役員 専務
常務執行役員	住田 孝之	コーポレート部門 企画担当役員補佐
常務執行役員	麻生 浩司	エネルギーイノベーション・イニシアチブリーダー
常務執行役員	佐藤 仁彦	内部統制・内部監査統括責任者
執行役員	山名 宗	住友商事マシネックス株式会社 代表取締役社長
執行役員	田村 達郎	欧州・CIS 総支配人補佐、欧州・CIS 住友商事グループ Deputy CEO 兼 CFO 欧州・CIS コーポレート部門長、欧州住友商事会社 CFO
執行役員	渡辺 一正	メディア事業本部長
執行役員	横濱 雅彦	金属業務部長
執行役員	氏本 祐介	JCOM 株式会社 常務執行役員
執行役員	竹野 浩樹	ライフスタイル事業本部長
執行役員	上野 忠之	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (リスクマネジメント担当)
執行役員	吉田 安宏	コーポレート部門 財務・経理・リスクマネジメント担当役員補佐 (経理担当)
執行役員	辛島 裕	アジア大洋州総支配人補佐、アジア大洋州住友商事グループ インドネシア住友商事会社社長
執行役員	日下 貴雄	リース・船舶・航空宇宙事業本部長
執行役員	村田 大明	建設不動産本部長
執行役員	富田 亜紀	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (総務・法務担当)、コンプライアンス推進部長
執行役員*2	岩波 剛太	国内担当役員補佐、中部支社長
執行役員*2	米津 暢康	エネルギーイノベーション・イニシアチブサブリーダー、インドネシア EX 部長
執行役員*2	北島 誠二	エネルギーイノベーション・イニシアチブサブリーダー
執行役員*2	竹中 英介	経営企画部長
執行役員*2	巽 達志	DX・IT 統括責任者 CDO・CIO
執行役員*2	荒牧 俊一	デジタル事業本部長
執行役員*2	中澤 佳子	コーポレート部門 人材・総務・法務担当役員補佐 (人事担当)

(注) 1. *1 は、取締役 (代表取締役) です。

2. *2 は、2023 年 4 月 1 日付で新たに就任した執行役員です。

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日において当社役員等が有する新株予約権に関する事項

株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権

① 新株予約権の内容の概要

発行年月日	新株予約権の数	目的である株式の種類及び数	新株予約権1個当たりの株式数	発行価額	新株予約権の行使に際して払い込むべき1株当たりの金額	行使期間
2006年7月31日 (第1回)	1個	普通株式 1,000株	1,000株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2007年7月31日 (第2回)	29個	普通株式 2,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2008年7月31日 (第3回)	39個	普通株式 3,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2009年7月31日 (第4回)	102個	普通株式 10,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2010年7月31日 (第5回)	152個	普通株式 15,200株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2011年7月31日 (第6回)	117個	普通株式 11,700株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2012年7月31日 (第7回)	379個	普通株式 37,900株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2013年7月31日 (第8回)	434個	普通株式 43,400株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2014年8月1日 (第9回)	558個	普通株式 55,800株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間
2015年7月31日 (第10回)	705個	普通株式 70,500株	100株	無償	1円	当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から10年間

2016年 8月2日 (第11回)	1,292 個	普通株式 129,200 株	100 株	無償	1 円	当社取締役及び 執行役員のいずれの 地位も喪失した日の 翌日から10年間
2017年 7月31日 (第12回)	1,064 個	普通株式 106,400 株	100 株	無償	1 円	当社取締役及び 執行役員のいずれの 地位も喪失した日の 翌日から10年間

(注) 新株予約権1個当たりの払込金額は、1株当たりの払込金額に新株予約権1個当たりの株式数を乗じた金額としています。

② 新株予約権を有する者の人数及びその個数（区分別の内訳）

発行年月日	取締役 (社外取締役を除く)		監査役 (社外監査役を除く)		執行役員 (取締役を除く)		使用人その他	
	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数	保有者数	個数
2006年 7月31日 (第1回)	1名	1個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2007年 7月31日 (第2回)	1名	29個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2008年 7月31日 (第3回)	1名	39個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2009年 7月31日 (第4回)	1名	102個	0名	0個	0名	0個	0名	0個
2010年 7月31日 (第5回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	1名	66個
2011年 7月31日 (第6回)	1名	86個	0名	0個	0名	0個	1名	31個
2012年 7月31日 (第7回)	3名	206個	0名	0個	0名	0個	5名	173個
2013年 7月31日 (第8回)	3名	187個	1名	26個	1名	20個	6名	201個
2014年 8月1日 (第9回)	2名	145個	1名	24個	2名	48個	10名	341個
2015年 7月31日 (第10回)	2名	153個	1名	23個	2名	44個	13名	485個
2016年 8月2日 (第11回)	3名	258個	1名	55個	5名	181個	14名	798個
2017年 7月31日 (第12回)	4名	240個	1名	40個	7名	175個	15名	609個

(注) 当社は、社外取締役及び監査役（社外監査役を含む）並びに使用人その他に対し株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権を付与していません。上記の監査役及び使用人その他が保有している新株予約権は、当人が取締役又は執行役員在任中に付与されたものです。

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

会社の会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 会計監査人に支払うべき報酬等の額

(百万円)

公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額 ^(注1) ^(注2)	521
公認会計士法第2条第1項以外の業務に係る報酬等の額 ^(注3)	20
当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 合計	541
当事業年度に係る当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき 金銭その他財産上の利益の合計額	1,141

- (注1) 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。
- (注2) 当社は、会計監査人との契約において、会社法上の監査に対する報酬等の金額と、金融商品取引法上の監査に対する報酬等の金額とを明確に区別しておらず、かつ、両者は実質的に区別できないため、これらの金額を含めて開示しています。
- (注3) 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、コンフォートレターの作成などについての対価を支払っています。
- (注4) 第155期事業報告の「I. 7. 重要な子会社の状況」に記載の主要な連結子会社のうち、米州住友商事会社、欧州住友商事ホールディング会社などの在外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けています。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

また、監査役会は、会計監査人の適格性や独立性を害する事由の発生などにより、その適正な職務遂行に支障が生じると認められる場合は、会社法第344条に基づき、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任及び新たな会計監査人の選任に関する議案の内容を決定します。

その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）

業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）

当社では、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において会社法第 362 条第 4 項第 6 号に規定する体制（内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致したシステムの構築を図ることとしています。

当社の内部統制システムの概要及びその運用状況の概要については次のとおりです。なお、内部統制システムの運用状況については、内部統制委員会において評価を実施し、内部統制システムが有効に機能していることを確認し、取締役会においてその旨を報告しています。

内部統制システムについては、当社ウェブサイト（https://www.sumitomocorp.com/jp/-/media/Files/hq/about/governance/detail/internal_control_system_02.pdf?la=ja）に詳細な内容を掲載しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 「住友商事グループの経営理念・行動指針」における法と規則の遵守の徹底 ● 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」の策定 ● 「コンプライアンス・マニュアル」の作成及び全役職員への配布 ● 「コンプライアンス確認書」を各役職員から取得 ● 「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」、「コンプライアンス委員会」、「コンプライアンス・リーダー」及び「スピーク・アップ制度」の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「住友商事グループの経営理念・行動指針」において、「法と規則を守り、高潔な倫理を保持する」ことを掲げ、役職員への周知を図っています。 ▶ 「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」を策定し、また、「コンプライアンス・マニュアル」をイントラネットに掲載することにより全役職員への同ポリシーの周知及びコンプライアンスの徹底を図っています。 ▶ 各種対象者別研修や、事業部門・子会社その他連結対象会社のニーズに応じたセミナー、当社全役職員を対象にした e ラーニングを実施するなど、コンプライアンスの啓発・教育に取り組んでいます。例えば、全役職員向けにハラスメント防止セミナーや、贈収賄防止に関する e ラーニングを行いました。 ▶ 入社時や全役職員対象の研修時に、各役職員から「コンプライアンス確認書」を取得しています。 ▶ 「スピーク・アップ制度」により、コンプライアンス推進部、監査役、外部専門業者及び社外弁護士を窓口として、役職員が直接「CCO（チーフ・コンプライアンス・オフィサー）」にコンプライアンス上の情報を連絡できるルートを確認しています。公益通報者保護法の改正にも対応し、スピーク・アップに係る通報者保護の体制を整備しています。 ▶ 「スピーク・アップ制度」の活発な利用を促進するため、本社の各執務フロアの掲示板における本制度に関するポスターの掲示、本制度の連絡先を記載した携帯用カードの配布、社内通達での役職員への通知、同制度の運用方法をより詳細に記載した細則の制定や制度説明資料のイントラネット掲載のほか、同制度の周知動画の社内公開を行っています。 ▶ 「スピーク・アップ制度」の概要、運用状況、利用の促進等について、当社ホームページで開示しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<ul style="list-style-type: none"> ▶ コンプライアンス委員会を開催し、当委員会の中で、コンプライアンスの活動内容や施策等を報告、議論しています。 ▶ コンプライアンス施策の立案・実施に活かすため、全役職員向けのコンプライアンス意識調査を実施しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 重要文書（取締役会議事録を含む。）や職務執行・意思決定に係る情報の適切な保存・管理 ● 情報漏洩等の防止措置の実施 ● 職務執行に係る重要文書の監査役による適時の閲覧 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 左記の重要文書・情報については、社内ルールに基づき適切に保存し管理するとともに、社則である「情報管理基本規程」において、情報セキュリティに関する役職員の責務、情報セキュリティの体制、機密情報の管理など情報の社外漏洩防止のための措置について定め、実施しています。 ▶ 情報セキュリティ教育・啓発のため、「情報セキュリティ講座」の開催や全役職員向けの「標的型攻撃メール訓練」をはじめとする施策を実施するとともに、当社グループにおける情報セキュリティ事件・事故事例について定期的に社内に情報発信しています。 ▶ 「IT 戦略委員会」において、情報セキュリティに関する全社的施策の企画・立案・実施及び情報セキュリティに関するインシデント（情報漏洩等）情報の収集・対応を行っています。また、「情報セキュリティ基本方針」に沿って関連規程を整備する等、情報資産の適切な管理に努めています。 ▶ 監査役から回付要請のあった書類については、監査役に回付し閲覧に供しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● リスクマネジメントの目的を、業績安定、体質強化、信用維持の3点とし、投資及び商取引それぞれに固有のリスクファクター及び共通のリスクファクターを分析・管理 ● 社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じたリスク管理の枠組み構築とモニタリング及び必要な改善の実施 ● 「経営会議」の諮問機関として「内部統制委員会」、「全社投融資委員会」、「サステナビリティ推進委員会」を設置 ● 危機発生時に、役職員の安全を確保しながら、早期に業務復旧し、事業を継続するためのプラン策定を含むレジリエントな体制の構築 ● 社長執行役員直属の独立した組織である「内部監査部」の設置及び内部監査結果の社長執行役員・取締役会への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 当社のリスク管理については、社内規則に基づき、事業活動を投資と商取引に区分し、それぞれに固有のリスクファクター及び双方に共通するリスクファクターを特定のうえ、その発生する蓋然性及び発生したときの影響を分析・評価することにより、リスク管理の目的を果たすよう最大限努めることとしています。また、定量化が可能なリスクのうち、特に全社に大きな影響のあるカントリー・リスク及び主要資産の状況について定期的に取締役会で報告しています。 ▶ 社内ルールの制定、リスク管理の方針・手法・ガイドラインの策定などを通じ、全社レベルのリスク管理に関する枠組みの構築とモニタリング及び必要な改善を行うとともに、適宜マニュアルの作成・配布や研修を通じて、リスク管理レベルの向上を図っています。 ▶ 情報の対外開示の一貫性を担保し必要な情報を正しく発信すべく定量・定性の基準を設

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<p>けています。また、経営会議の諮問機関である「コーポレート・コミュニケーション委員会」において、対外情報発信のあり方について議論しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ▶ 投資案件においては、社会・環境関連リスクを評価する仕組みを強化し、専門組織が審議に参加するなど、社会・環境への影響を踏まえた意思決定が行われる体制を整えています。 ▶ 子会社等のビジネスを含む全事業のサプライチェーンにおける人権デュー・ディリジェンスを段階的に実施し、当社グループの事業活動が与える人権へのリスクの特定・防止・是正に努めています。 ▶ 「6つの重要社会課題」に紐づく全社の長期目標と中期目標を設定し、更には各事業部門でも中期目標と短期行動計画を策定して、具体的な取組を推進していくとともに、その進捗状況を開示しています。 ▶ 気候変動問題に関しては「気候変動問題に対する方針」を定め、また、随時その見直しを行っており、当社グループの事業活動のカーボンニュートラル化や持続可能なエネルギーサイクルの実現に向けた取組を継続しています。 ▶ 「森林経営方針・林産物調達方針」を策定し、当社グループの取り扱う主要天然資源の持続可能な調達体制の強化を促進しています。 ▶ 安全保障貿易管理のため、各種ガイドラインの策定、各種制裁情報の社内通知、研修活動などを行っています。 ▶ 保険によるリスクマネジメントについて社内ガイダンスを定めています。また新規に事業投資を行う際の保険デュー・ディリジェンスの実施などを通じたリスク分析やリスク低減・ヘッジ策の検証、投資先子会社に対する保険に関する各種リスクマネジメント支援を行っています。 ▶ 「内部統制委員会」を開催し、内部統制システムの内容や内部統制に係る活動状況のレビューを実施しています。 ▶ 「全社投融資委員会」を通じて、経営会議における意思決定の質の向上を図っています。 ▶ 「サステナビリティ推進委員会」を開催し、サステナビリティ推進に関わる重要な方針や施策、取組について審議しています。また、サステナビリティ推進について、専門家からの多角的な意見・アドバイスを受けるため、アドバイザリーボードを設置しています。 ▶ 「インテリジェンス委員会」を設置し、カントリー・リスクや地政学リスクが高まっている国・地域での事業展開に係る方針検討・策

内部統制システムの概要	運用状況の概要
	<p>定を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 災害対策の推進等を担う「災害・安全対策推進部」が中心となり、勤務時間中の発災を想定した本社緊急対策本部訓練など、各種災害対策、安全推進施策を行っています。 ➤ 「内部監査部」を設置し、内部監査部が実施した内部監査結果を社長執行役員及び取締役会に報告しています。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 取締役の人数を、取締役会において十分な議論及び迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる人数とすること ● 社外取締役の複数名選任による多様な視点からの意思決定及び監督機能の強化 ● 業務執行の責任と権限明確化及び取締役会の監督機能強化を目的とした執行役員制度の導入 ● 取締役の任期：1年 ● 取締役会長及び社長執行役員の任期：原則6年以下 ● 取締役会の諮問機関である「指名・報酬諮問委員会（過半数は社外取締役）」の設置 ● 意思決定機関としての「経営会議」、諮問機関としての各種委員会及び情報交換のための各種会議体の設置 ● 中期経営計画策定や予算の編成及び業績管理制度の導入 ● 取締役会要付議事項及び重要事項決裁権限の明文化 	<p>定を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 取締役の人数は、取締役会において多様な提言を行い十分な議論を尽くすことができる人数（11名）となっており、迅速かつ適切な意思決定及び監督機能の強化を図っています。 ➤ 取締役の任期は1年となっており、取締役会長及び社長執行役員の任期は6年を超えていません。 ➤ 取締役会の諮問委員会である「指名・報酬諮問委員会」では、社外取締役が委員長を務めており、社長・会長の選解任の方針・手続き、社長の選解任、取締役・監査役の指名基準と候補者の指名、経営会議構成員の選任、取締役及び執行役員の報酬・賞与の体系・水準、並びに監査役の報酬枠及び顧問制度について、取締役会に答申を行っています。 ➤ 意思決定機関としての「経営会議」のほか、議論・情報共有の場として各種会議体を設置するとともに、「経営会議」の諮問機関として「「全社経営戦略推進サポート委員会」、「グローバルイノベーション推進委員会」、「全社投融资委員会」等の委員会を設置しています。 ➤ 経営における戦略議論をより深め、それに基づく適切な経営資源配分とPDCAサイクルの着実な実行を促進すべく、当社の事業部門に属する各部署をStrategic Business Unitという単位に再編成し、それぞれのStrategic Business Unitごとに事業経営の戦略フォーマットを作成し、社内の戦略会議を通じて議論し、議論の結果をフォローアップする仕組みを導入しています。 ➤ 「取締役会規程」等の社内ルールにおいて取締役会への付議事項を定め、役職ごとの職責や重要事項に関する決裁権限を定めています。
5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 法と規則の遵守を含む「住友商事グループの経営理念・行動指針」を通じた、当社グループとして遵守すべき価値観の共有及び体制整備の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 当社グループ内で「住友商事グループの経営理念・行動指針」を周知徹底し、各種対象者別研修を実施するなど啓発・教育に取り組んでいます。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
<ul style="list-style-type: none"> ● 当社グループの企業価値向上を目的とした、グループ経営の考え方（「グループマネジメントポリシー」における「自律」「対話」及び「連携」）の共有と実践 ● 子会社その他連結対象会社における「経営上の重要事項」の十分な情報入手及び事前検討・事前協議、並びに派遣取締役、監査役を通じた管理 ● 子会社その他連結対象会社における内部統制の実施支援並びにリスク管理に関する枠組みの構築及び改善支援 ● 当社が経営主体となる子会社その他連結対象会社を内部監査の対象とする旨の社内ルール の制定 ● 月次ベースでの連結業績の把握及び管理 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「グループマネジメントポリシー」を定め、グループ会社による「自律」的な経営を尊重し、株主として積極的な「対話」を通じて構築した信頼関係に基づきグループ会社の取締役会等における重要な意思決定に関与するとともに、当社を含むグループ各社の強固な「連携」により新たな価値を創造することをグループ経営の方針として設定しています。 ➤ 当社の連結対象会社ごとに定める「経営上の重要事項」について、連結対象会社の機関決定を最終目標として連結対象会社・当社間で重要決議事項に関し事前に協議、擦り合わせる「機関決定」方式の浸透を図っています。 ➤ 当社から子会社に監査役を派遣する場合、各子会社でのリスク軽減と自律的経営が推進できるよう、各監査役は各子会社の事業内容に対するリスクに応じた重点監査項目を定めて効果的な監査を実施するよう努めています。 ➤ 当社子会社向けの内部統制に関する教育・啓発活動、リスクマネジメント研修への子会社社員の参加、「住友商事グループ・コンプライアンス・ポリシー」についての研修・説明会・eラーニング教材を通じた周知、子会社用モデル規程集の提供や「スピーク・アップ制度」導入推進等を通じて子会社その他連結対象会社を支援しています。 ➤ 子会社の内部統制の構築・運用・評価・改善のために整備・運用すべき基礎的な事項（Basic Elements）を定め、当該事項に関する当社と子会社との間の定期的な対話を通じて、子会社における内部統制システムを評価し、課題を特定し、改善することを支援するBasic Elements プロジェクトを推進しています。 ➤ 同プロジェクトを通じ、当社グループとして目指すべき各種コンプライアンス体制の状況を示す「コンプライアンス・ロードマップ」を用いて、子会社のコンプライアンス体制の強化を持続的に支援しています。 ➤ 内部監査の対象となる子会社その他連結対象会社の監査結果は社長執行役員及び取締役会に報告しています。
6. 監査役の職務を補助する使用人に関する事項	
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役 の補佐組織である「監査役業務部」の設置及び専任スタッフ若干名の配置 ● 「監査役業務部」に対する指示者及び「監査役業務部」の職責の明文化（「監査役業務部」が監査役の補佐を行う組織であることの明確化） 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「監査役業務部」では、専任スタッフを若干名置いています。 ➤ 社内規則において、監査役業務部長の指示者が監査役であること、「監査役業務部」の所管業務が監査役の職務の補佐業務であることを明文化しています。

内部統制システムの概要	運用状況の概要
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役による「監査役業務部」の人事評価の実施及びその人事異動の際の監査役との事前協議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 監査役業務部長の人事評価については、監査役会が指名する監査役が行っており、その人事異動については、監査役会が指名する監査役と事前に協議を行い、監査役の同意を得て実施しています。
7. 監査役への報告に関する体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 監査役が「経営会議」を含む全ての会議に出席できる体制の整備 ● 当社、子会社その他連結対象会社に係る業務執行に関する重要書類の監査役への回付、役職員から監査役への報告・説明 ● 上記の報告をした者及び「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が当該報告・連絡を理由に不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 社内規則に基づき、監査役は、取締役会のほか、「経営会議」、「全社投融资委員会」、「内部統制委員会」、「サステナビリティ推進委員会」、「コンプライアンス委員会」等の重要な会議に出席しています。 ➤ 監査役からの要請により業務執行に関する重要書類の回付を行っているほか、監査役の求めに応じて各組織及び各社の事業について役職員から報告・説明を行っています。 ➤ 監査役に対して上記の報告をした者が当該報告を理由に不利な取扱いを受けることのないようにしています。また、「スピーク・アップ制度」による連絡をした者が不利な取扱いを受けないこと及び禁止される不利益な取扱いが行われていると考えられる場合にはスピーク・アップ受付窓口に申し出ることができることを社内ルール上明記しています。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制	
<ul style="list-style-type: none"> ● 社外監査役に法律や会計等の専門家を登用 ● 内部監査計画・結果の監査役への報告など、効率的な監査に資するための「内部監査部」と監査役との緊密な連携の維持 ● 監査活動の効率化と質的向上を目的とした監査役と会計監査人との情報交換の実施 ● 当社監査役と当社子会社の監査役等との情報交換の実施 ● 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務の処理方法の明確化 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「内部監査部」は、事業年度開始前に内部監査計画を監査役に提出し、内部監査の結果については逐次監査役と共有し、緊密に意見交換をしています。また、会計監査人への定期的な監査結果の共有も実施しています。 ➤ 監査役は、会計監査人との定例会を実施しています。 ➤ 監査役は、子会社監査役を集めた情報連絡会のほか、子会社ごとの監査役とのミーティングなどを年に複数回開催し、事業会社の監査役との意見交換及び情報交換を実施しています。 ➤ 監査役の職務の執行について生じる費用又は債務については、予算案の策定や執行状況の管理を含め、社内ルールに従って処理しています。

以 上

(備考) 事業報告の億円単位及び百万円単位の記載金額は、それぞれ単位未満を四捨五入しています。また、千株単位の株式数は、単位未満を切り捨てています。

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等及び会計監査人と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（会社法第362条第4項第6号）に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任 あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って構築及び運用している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結包括利益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月15日

住友商事株式会社 監査役会

常任監査役（常勤） 細野 充彦



監査役（常勤） 坂田 一成



監査役 永井 敏雄



監査役 加藤 義孝



監査役 長嶋 由紀



(注) 監査役永井敏雄、監査役加藤義孝及び監査役長嶋由紀子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役です。

独立監査人の監査報告書

2023年5月11日

住友商事株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 宍戸 通孝

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神塚 勲

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠島 健二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第155期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

別紙3 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

第 26 期 報 告 書

〔 自 令和 4 年 4 月 1 日
至 令和 5 年 3 月 3 1 日 〕

住友商事ケミカル株式会社

東京都千代田区一ツ橋一丁目 2 番 2 号

事業報告

(令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)

住友商事ケミカル株式会社

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、先進国を中心とした物価急騰と金融引締め、ロシアのウクライナ侵攻、中国のゼロコロナ政策等により、当初見通しよりも減速しました。一方、日本経済は、歴史的な円安進行やエネルギー価格の高騰に伴う物価上昇等によって、コロナ禍からの回復は緩やかなものとなりました。

このような環境下、当期業績は、化学品需要が第3四半期までは総じて堅調であったことに加え、商品価格の上昇や円安等が寄与し、合成樹脂、有機化学品、機能化学品、エレクトロニクス全ての営業セグメントにおいて大幅な増益となりました。

当期の売上高は557億円と前期比76億円増加（前期比15.8%増）、売上総利益は123億38百万円と前期比21億25百万円増加（前期比20.8%増）、販管費は61億49百万円と、出向者給与の増加や業績好調による賞与の増加に加え、前期までは感染防止の行動自粛で抑制されていた旅費・交際費が反動増となり、前期比11億57百万円増加（前期比23.1%増）しました。その結果、経常利益は63億11百万円と前期比7億44百万円増加（前期比13.3%増）、当期純利益は45億71百万円と前期比5億6百万円増加（前期比12.4%増）し、2期連続で過去最高益を記録しました。総資産は646億円と取引増加に伴う営業債権や商品の増加により前期末比38億円増加。ROAは前年と同じく7.0%、ROICは16.2%となりました。

(2) 対処すべき課題

今後の世界経済は、先進国におけるインフレ抑制に伴う金融引締めやロシア・ウクライナ問題の長期化等が影響して成長は鈍化すると見込まれます。また日本経済は、感染症の減少によって行動制限が解除され社会経済活動は正常化に向かいますが、資源・エネルギー価格の高止まりや物価上昇などが影響して、景気の回復は不透明な状況が続くと見込まれ、化学品の需要は国内外ともに減速する見通しです。このような環境下、令和5年度は、令和3年度を開始年度とする3カ年の中期経営計画の最終年であり、以下の目標を掲げて事業活動を推進することとしております。

1) 組織目標

中計最終年度としてCX（コーポレートトランスフォーメーション）プランをはじめ各種取り組みを着実に仕上げ、実効性を高めることで中期経営計画の目標を達成する。

2) 特に注力すべき課題と目標

①業績管理

- ・ 来期予算（当期利益（単体＋グローバル連結）、ROA、ROIC、CF）の達成。
- ・ BS、ビジネスポートフォリオ管理

②CXプランの各種取組推進

- ・ 業務改善

- ・営業/フロントラインでの管理体制構築
- ・人材育成
- ・働き方改革
- ③環境ビジネス
- ④サステナビリティ経営

(3) 財産及び損益の状況の推移

区 分	令和1年度 第23期	令和2年度 第24期	令和3年度 第25期	令和4年度 第26期
売 上 高 (百万円)	178,907	154,451	48,138	55,792
経 常 利 益 (百万円)	4,086	3,828	5,567	6,311
当 期 純 利 益 (百万円)	2,964	2,800	4,065	4,571
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	131,738.88	124,455.11	180,708.36	203,176.84
総 資 産 (百万円)	48,542	52,346	60,809	64,696
純 資 産 (百万円)	6,871	6,708	7,882	8,403
自 己 資 本 比 率 (%)	14.1	12.8	12.9	12.9

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づいて算出したものであります。
 2. 売上高・経常利益・当期純利益・総資産・純資産の金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

(4) 重要な親会社及び子会社の状況

親会社との関係

当社の親会社は住友商事株式会社で、同社は当社の議決権を100%所有しております。
 当社は、親会社と戦略を共有し、合成樹脂原料・製品、有機化学品、機能化学品等の仕入及び販売取引、業務委託料の支払及び受取を行っております。

(5) 主要な事業内容

住友商事グループにおける化学品全般を取り扱う会社として、各種合成樹脂及びその原料、加工製品、石油化学基礎原料及びその誘導品、樹脂添加剤、高機能性製品原料、鉱産物、無機薬品類、製紙用原料、半導体・電子部品材料、研磨材等の輸出、輸入及び国内販売を行っております。

(6) 主要な営業所

本社 : 東京都千代田区
 支社 : 大阪市、名古屋市
 営業所 : 広島市

(7) 従業員の状況

従業員数	対前期末増減	平均年齢	平均勤続年数
281名	14名増	45歳7ヵ月	16年4ヵ月

- (注) 1. 従業員数には、臨時雇用、パートは含めておりません。
 2. 住友商事株式会社からの出向者数は76名であります。

(8) 主要な借入先

借入先	借入額
住友商事株式会社	24,081百万円

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 会社が発行する株式の総数 36,000株
(2) 発行済株式の総数 22,500株
(3) 株主数 1名
(4) 大株主

株主名	当社への出資状況		当社の大株主への出資状況	
	持株数	議決権比率	持株数	出資比率
住友商事株式会社	22,500株	100%	—株	—%

3. 会社役員に関する事項

取締役及び監査役の氏名等

氏名	会社における地位及び担当
伊藤 令	※取締役 社長
榊原 哲也	※取締役 業務本部長
大倉 義也	取締役 管掌役員 機能化学品ビジネスユニット、エレクトロニクス・マテリアルビジネスユニット担当
井上 統道	取締役 管掌役員 合成樹脂ビジネスユニット、有機化学品ビジネスユニット担当
安東 徳幸	取締役
籠橋 隆憲	取締役
前川 淳	監査役
中林 文男	監査役

(注)

1. ※印は代表取締役であります。
2. 令和4年3月31日をもって、米山伸は取締役を退任いたしました。
3. 令和4年3月31日をもって、三輪聡は取締役を退任いたしました。
4. 令和4年3月31日をもって、田中芳明は監査役を退任いたしました。
5. 令和4年4月1日をもって、大倉義也は取締役に就任いたしました。
6. 令和4年4月1日をもって、井上統道は取締役に就任いたしました。
7. 令和4年4月1日をもって、中林文男は監査役に就任いたしました。

4. 会計監査人の状況

会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

5. 業務の適正を確保するための体制整備と運用状況

当社は、実効性の高い内部統制を実現するため、取締役会において業務の適正を確保するための体制（以下、内部統制システム）を定め運用するとともに、毎年運用状況の評価を実施し、継続的な見直しによって、その時々々の要請に合致した優れたシステムの構築を図ることとしています。

当期における内部統制システムの運用状況の主な事項は以下の通りです。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・『2022年度コンプライアンス研修プログラム』として、「下請法研修」、「情報セキュリティ講座」及び「知的財産権」等の個別研修を実施しました。
- ・当期は、コンプライアンス委員会を4回開催いたしました。社長が議長を務め、コンプライアンスに関わる違反事例、即一報・即共有の状況、コンプライアンスおよび社内ルールの遵守状況を共有すると共に、今後行うべき研修等につき審議しました。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・職務執行・意思決定に関わる稟議書は適切に保存されており、取締役会、幹部連絡会に関する記録も保存しています。
- ・情報漏洩、情報提供に関して情報管理基本規程や情報セキュリティに関する処理要領を定めています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・全社リスク管理及び内部統制に関する基本規程にて、事業活動に伴うリスクの管理及び内部統制に関する基本事項を定めています。コーポレート各部署はリスクの種類に応じた具体的な管理の手法及び手順を各所管部署の規程、ガイドライン等により明文化し、執行部署の業務執行についてモニタリング及び必要な改善提案を行っています。
- ・定例の会議体（幹部連絡会及び取締役会等）において、各種リスク管理に関する重要案件（ロシア・ウクライナ情勢に基づく損失発生可能性事例、買持在庫、滞留債権及び高額与信等）について、報告し、議論をしています。
- ・当期は定例監査として、有機化学品第1G、有機化学品第2G、機能材料Gを実施し完了しました。なお精密化学品Gは実施中です。テーマ別監査では安全保障貿易管理、業法を実施し完了しました。また業務管理室の実態調査を行いました。各監査では被監査部署の社内手続きの遵守状況、所管部署の手続きや管理状況について点検・確認を実施し、それぞれ報告書を作成し適宜報告しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の人数は6名で、十分議論を尽くし、迅速かつ合理的な意思決定を行うことができる範囲です。

- ・週次で主に執行役員以上をメンバーとする幹部連絡会を開催しています。当期の主な議題は以下のとおりです。
議題：化学品安全委員会分科会活動、BPR活動の進捗、電子取引・電帳法対応関連、コロナ感染防止対策等
 - ・取締役会規程に取締役会の要付議事項を明文化し、事務章程に役職員の職責を明確にするとともに、伝票認証規程、リスク管理規程、印章押捺・署名規程等で重要事項に関する決裁権限を明文化しております。
- ⑤ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「住友商事グループの経営理念・行動指針」を社内イントラに掲載することにより、尊重すべき価値観の共有を図っています。
 - ・令和3年5月（令和4年3月末基準）から実施された親会社内部監査部門による監査に関する指摘事項のフォローアップは、令和4年9月に改善報告完了が通知され完了しました。
 - ・全社的な内部統制（CLC）及び全社的な決算・財務報告プロセスに係る内部統制（FCRPEC）を自己評価用のチェックリストで実施しています。監査法人の定期的な監査も実施されています。
 - ・定例監査時に、親会社の「監査実施マニュアル」を参考にしています。またJ-SOX対応における全社的な内部統制の整備状況についてチェックリストを活用し自己評価を実施しています。平成30年10月からグループガバナンスの高度化プロジェクト、あらためベーシックエレメントによる親会社との対話を継続実施しています。
 - ・連結業績は月次ベースで迅速・正確に把握し、経営層に速報のうえ、設定済みのKPI管理を含む業績管理表を経営判断に資する情報として作成し、毎月の幹部連絡会においてその進捗を報告しています。
 - ・営業部門においては、損益面のみならず、資産・資金効率などバランスシートに対する管理意識をより一層高め、投下資本、ROICを重視した運営を浸透させることに取り組んでいます。
 - ・現在、子会社その他連結対象会社はありません。
- ⑥ 監査役職務を補助する使用人に関する事項
- ・現行は監査役附属員を置いておりません。
- ⑦ 監査役への報告に関する体制
- ・監査役は、幹部連絡会、グループ長会、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席しています。また社長と定期的に会合を実施しております。
 - ・社長決裁案件等重要な書類は監査役に回付しています。また、必要に応じて役職員が監査役への報告・説明を行っています。
- ⑧ その他監査役監査が実効的に行われていることを確保するための体制
- ・内部監査部は監査役に内部監査計画の説明を行い、また監査報告書作成時及び監査講評会の実施前に、監査結果について重要事項などの事前説明を行い意見交換しています。また、内部監査部の打合せに適宜監査役が参加し、情報交換を密に行って連携を保っています。
 - ・監査役は会計監査人と情報交換・意見交換の場をもちコミュニケーションを図っています。監査役

は会計監査人の監査講評会には必ず出席しています。また、監査役は会計監査人とのディスカッションを行い監査活動の効率化と質的向上を図っています。

以 上

事業報告に係る附属明細書

第 26 期

自 令和4年 4月 1日

至 令和5年 3月 31日

住友商事ケミカル株式会社

事業報告の内容を補足する重要な事項はございません。

貸借対照表

令和5年3月31日現在

科目	金額	科目	金額
(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	63,427,429	流動負債	55,191,956
現金及び預金	7,869	支払手形	64,374
受取手形	630,264	電子記録債務	421,100
電子記録債権	7,034,321	買掛金	27,663,185
売掛金	45,821,373	短期借入金	24,081,772
商品	6,647,110	リース債務	31,894
前渡金	16,822	未払金	1,371,105
前払費用	235,448	未払法人税等	77,063
未収法人税等	453,457	未払事業税	194,089
未収消費税等	1,019,443	契約負債	144,016
その他	1,591,650	預り金	18,301
貸倒引当金	△ 30,331	賞与引当金	473,578
		その他	651,473
固定資産	1,269,476	固定負債	1,101,069
有形固定資産	203,878	退職給付引当金	411,834
建物	129,972	リース債務	61,745
構築物	8,146	預り保証金	532,931
器具及び備品	10,696	資産除去債務	94,557
リース資産	55,062		
無形固定資産	101,864	負債合計	56,293,026
ソフトウェア	66,501		
リース資産	34,831	(純資産の部)	
電話加入権	530	株主資本	8,359,747
投資その他の資産	963,734	資本金	900,000
投資有価証券	288,667	資本剰余金	1,222,672
長期前払費用	16,012	資本準備金	1,122,672
貸借保証金	252,264	その他資本剰余金	100,000
繰延税金資産	395,001	利益剰余金	6,237,075
その他	11,787	利益準備金	182,650
		その他利益剰余金	6,054,425
		別途積立金	1,463,000
		繰越利益剰余金	4,591,425
		評価・換算差額等	44,132
		その他有価証券評価差額金	54,586
		繰延ヘッジ損益	△ 10,454
		純資産合計	8,403,880
資産合計	64,696,906	負債及び純資産合計	64,696,906

損益計算書

令和4年4月 1日から
令和5年3月31日まで

科 目	金 額	
	千円	千円
売上高		55,792,490
売上原価		43,453,565
売上総利益		12,338,925
販売費及び一般管理費		6,149,463
営業利益		6,189,461
営業外収益		728,364
受取利息	748	
受取配当金	8,517	
仕入割引	20,626	
グループ通算制度還付金	692,452	
その他	6,020	
営業外費用		606,499
支払利息	145,735	
手形売却損	65,096	
支払保証料	13,320	
外国為替差損	375,356	
その他	6,991	
経常利益		6,311,326
特別利益		12,162
投資有価証券売却益	12,162	
税引前当期純利益		6,323,488
法人税、住民税及び事業税		1,771,775
法人税等調整額		△ 19,765
当期純利益		4,571,478

株主資本等変動計算書

令和4年4月1日から
令和5年3月31日まで

(単位:千円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金			
						別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	900,000	1,122,672	100,000	1,222,672	182,650	1,510,000	4,024,881	5,717,531	7,840,204
当期変動額									
剰余金の配当				-			△4,051,935	△4,051,935	△4,051,935
別途積立金の取崩				-		△47,000	47,000	-	-
当期純利益				-			4,571,478	4,571,478	4,571,478
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				-			-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△47,000	566,543	519,543	519,543
当期末残高	900,000	1,122,672	100,000	1,222,672	182,650	1,463,000	4,591,425	6,237,075	8,359,747

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	43,737	△1,632	42,104	7,882,308
当期変動額				
剰余金の配当				△4,051,935
別途積立金の取崩				-
当期純利益				4,571,478
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	10,849	△8,821	2,027	2,027
当期変動額合計	10,849	△8,821	2,027	521,571
当期末残高	54,586	△10,454	44,132	8,403,880

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物及び平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

(リース資産を除く)

定額法

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

3. 引当金の計上方法

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については取引先の財務情報等を基に分類した債権格付に基づき損失見込額を計上し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、各期の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(12年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生した期から費用処理することとしております。

4. 収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、主に商品の卸売によるものであり、顧客との契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。顧客に商品に対する支配が移転した時点で履行義務が充足されるため、当該商品の引渡時点で収益を認識しております。

ただし、国内取引については出荷時から商品の支配が顧客に移転するまでの期間が通常の間である場合には出荷基準により収益を認識しております。

履行義務に対する対価は、契約で定める支払い条件により、おおむね1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

履行義務について、商品を顧客に移転する前に、当該商品を支配している場合には、本人として収益を対価の総額で認識しており、支配していない場合や履行義務が商品の提供を手配することである場合には、代理人として収益を純額で表示しております。

5. ヘッジ会計の方法

(ヘッジ会計の方法)

繰延ヘッジ処理を行っております。

(ヘッジ手段)

為替予約取引

(ヘッジ対象)

外貨建予定取引

(ヘッジ方針)

外貨建取引に係る為替変動リスクの回避を目的とし、外貨建予定取引については内規に基づきヘッジを行っております。

また、為替予約取引は外貨建予定取引金額の範囲内に限定し、投機的な取引は実施しないこととしております。

(ヘッジの有効性評価の方法)

ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ期間を通じてキャッシュ・フローの変動リスクを回避していると想定することができるため、ヘッジの有効性の評価は省略しております。

6. グループ通算制度

グループ通算制度を適用しております。

また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに表示を行っております。

7. その他

千円単位の記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	427,555 千円
2. 輸出手形割引高	1,042,092 千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	850,465 千円
長期金銭債権	245,816 千円
短期金銭債務	26,947,283 千円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高	
売上高	1,001,280 千円
仕入高	3,330,216 千円
販売費及び一般管理費	1,391,862 千円
営業外収益	698,216 千円
営業外費用	170,005 千円

株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数(普通株式) 22,500株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月23日 定時株主総会	普通株式	4,051,935	180,086	令和4年3月31日	令和4年6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当事業年度末日後になるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当金(円)	基準日	効力発生日
令和5年6月22日 定時株主総会	普通株式	4,536,472	201,621	令和5年3月31日	令和5年6月23日

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生原因別の内訳

(繰延税金資産)

(単位:千円)

賞与引当金	146,809
賞与未払保険料否認額	19,084
時間外勤務給与否認額	3,163
未払事業税	60,167
未払事業所税	3,214
商品評価引当損失否認額	87
監査報酬否認額	3,825
貸倒引当金繰入超過額	9,402
退職給付引当金	127,668
退職給付費用否認額	750
有価証券評価損	29,023
会員権評価損	1,606
資産除去債務	29,312
一括償却資産超過額	547
減価償却超過額	4,597
繰延税金資産 合計	439,263

(繰延税金負債)

(単位:千円)

グループ法人間取引の未実現利益	797
減価償却累計額(資産除去債務)	18,939
その他有価証券評価差額金	24,524
繰延税金負債 合計	44,261
繰延税金資産 純額	395,001

関連当事者との取引に関する注記

親会社及び法人主要株主等

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関連当事者との関係		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	住友商事株式会社	被所有 直接100%	なし	当社商品の販売 当社商品の仕入 資金の借入	資金の借入 グループ通算制度還付	24,615,754 692,452	短期借入金 その他流動資産	24,081,772 694,109

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
資金の借入及び返済取引が反復的に行われているため、取引金額の欄には期中の月末平均残高を記載しております。
- グループ通算制度還付については、通算親法人との取り決めにより、通算親法人から所得金額に一定割合を乗じた金額について還付を受けるものです。

1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額 373,505 円 78銭

1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

貸借対照表の純資産の部の合計額	8,403,880 千円
普通株式に係る純資産額	8,403,880 千円
普通株式の期末発行済株式数	22,500 株

2. 1株当たり当期純利益 203,176 円 84銭

1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

損益計算書上の当期純利益	4,571,478 千円
普通株式に係る当期純利益	4,571,478 千円
普通株式の期中平均株式数	22,500 株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社の資金運用については短期的な預金等に限定し、住友商事(株)からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。借入金の使途は運転資金(主として短期)であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

当社が保有する主な金融商品は受取手形、電子記録債権及び売掛金、並びに支払手形、電子記録債務及び買掛金、短期借入金であります。これらは短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

計算書類に係る附属明細書(第26期)

有形固定資産及び無形固定資産の明細

(単位:千円)

区分	種類	期首 帳簿価額	当期増加額	当期減少額	当期償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額	期末 取得原価
有形 固定 資産	建物	110,587	31,693	-	12,309	129,972	57,321	187,294
	構築物	15,628	-	-	7,482	8,146	147,283	155,430
	器具及び備品	14,447	1,709	0	5,460	10,696	103,556	114,253
	リース資産	66,990	20,347	1,167	31,107	55,062	119,393	174,456
	計	207,655	53,750	1,167	56,359	203,878	427,555	631,433
無形 固定 資産	ソフトウェア	78,914	15,531	-	27,943	66,501		
	リース資産	22,044	23,245	-	10,458	34,831		
	電話加入権	582	-	52	-	530		
	計	101,542	38,776	52	38,402	101,864		

(注) 当期増加額の主な内容

【増加】

- ・建物
 - 10,995 千円 住友商事竹橋ビル資産除去債務(東京)7階&8階
 - 5,957 千円 建築工事一式8階レイアウト変更
- ・リース資産(有形)
 - 9,921 千円 無線LAN導入(東京本社7・8階)
 - 3,862 千円 無線LAN導入(広島)
 - 3,374 千円 無線LAN導入(名古屋)
 - 3,190 千円 Arcstar Smart PBX導入構築
- ・ソフトウェア
 - 4,291 千円 プライセン社 経理システム(初期導入費用)
- ・リース資産(無形)
 - 23,245 千円 CRESCENT機能改修 2022年度上期

引当金の明細

(単位:千円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
貸倒引当金	29,990	30,331	-	29,990	30,331
賞与引当金	423,595	473,578	423,595	-	473,578
退職給付引当金	384,926	121,849	41,462	53,478	411,834

(注) 1.貸倒引当金の当期減少額その他の欄の金額は、洗替えによる戻入額29,990千円であります。

2.退職給付引当金の当期減少額その他の欄の金額は、年金資産への拠出額であります。

販売費及び一般管理費の明細

令和4年4月 1日から

令和5年3月31日まで

(単位:千円)

科 目	金 額	備 考
従業員給与	1,966,974	
従業員賞与	962,714	
退職給付費用	162,414	
役員報酬	94,710	
厚生費	473,641	
設備賃借料	600,999	
営繕費	180,382	
減価償却費	94,761	
旅費交通費	214,757	
通信費	54,919	
交際費	61,944	
業務委託費	910,937	
備用品費	25,644	
広告宣伝費	11,731	
租税公課	147,235	
図書調査費	62,508	
諸会費	7,335	
雑費	115,510	
貸倒引当金繰入額	340	
合 計	6,149,463	

独立監査人の監査報告書

2023年5月22日

住友商事ケミカル株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 上 伸 也

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 笠 島 健 二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、住友商事ケミカル株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書

類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

私たち監査役は、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。


2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和5年5月22日

住友商事ケミカル株式会社

監査役

前川 淳 

監査役

中林 文男 

別紙 4 債務の履行の見込みに関する事項

1. 吸収分割会社について

吸収分割会社の最終事業年度の末日（2023年3月31日）現在の貸借対照表における資産の額は4,801,000百万円、負債の額は3,381,641百万円です。また、吸収分割会社が本吸収分割により吸収分割承継会社に承継させる予定の資産の帳簿価額は金803百万円（2023年3月末現在）であり、負債は承継させない予定であるため、本吸収分割が吸収分割会社の財務状況に及ぼす影響は軽微であると考えます。

これらを前提として、吸収分割会社の最終事業年度の末日から現在に至るまでに資産及び負債の額に生じた変動、さらに今後本効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本効力発生日以後において吸収分割会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以後に吸収分割会社による債務の履行に重大な支障を来すような大幅な減収、継続的な損失等の発生は、現時点では予想されておりません。

以上より、本効力発生日以後における吸収分割会社の債務について、吸収分割会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

2. 吸収分割承継会社について

吸収分割承継会社の最終事業年度の末日（2023年3月31日）現在の貸借対照表における資産の額は64,696百万円、負債の額は56,293百万円です。また、吸収分割承継会社が本吸収分割により吸収分割会社から承継する予定の資産の帳簿価額は金803百万円（2023年3月末現在）であり、負債は承継させない予定であるため、吸収分割承継会社の最終事業年度の末日から現在に至るまでに資産及び負債の額に生じた変動、さらに本効力発生日までに予測される資産及び負債の額の変動を考慮しても、本効力発生日以後において、吸収分割承継会社の資産の額は負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本効力発生日までの間における上記の見込みに重大な支障を及ぼすような事態の発生や、本効力発生日以降に吸収分割承継会社による債務の履行に重大な支障を来すような大幅な減収、継続的な損失等の発生は、現時点では予想されておりません。

以上より、本効力発生日以降における吸収分割承継会社の債務について、吸収分割承継会社による履行の見込みに問題はないものと判断しております。

以上

